

消 防 年 報

令和 5 年版



習志野市消防本部

目 次

文教住宅都市憲章	1
習志野市歌	2
はしがき	3
習志野市消防歌	4
概 要	6
1 習志野市の沿革	7
2 習志野市の位置及び地勢	8
3 習志野市消防の沿革	9
4 消防力	16
5 予算の推移	16
6 人口及び世帯数の推移	16
7 消防施設配置図	17
8 消防施設現況等	18
消 防 総 務	20
1 消防組織図	21
2 消防本部事務分掌	22
3 消防署事務分掌	23
4 所属・階級別職員配置状況	26
5 年齢・階級別職員数	26
6 消防職員勤続年数・階級別職員数	26
7 職員入校研修等状況	27
8 所属・階級別団員配置状況	28
9 年齢・階級別団員数	28
10 勤続年数・階級別団員数	28
11 消防音楽隊	29
予 防	30
1 防火対象物関係	31
2 火災予防	35
3 危険物	36
4 予防査察実施状況	37
5 各種申請及び届出書等の受付件数	38
6 習志野市防災協会	39
警 防	40
1 応援協定	41
2 開発事業指導要綱に基づく協議状況及び消防水利設置状況	42
3 消防水利の廃止及び新設状況	42
4 コミュニティ別水利状況	44
5 消防用車両一覧表	45
6 通信施設	46
7 通信系統図	48
8 消防無線機の配置状況	49
9 119番着信状況	53

災 害 出 場	54
火 災	55
1 令和4年中の火災の概要	56
2 管轄区域図	56
3 コミュニティ別火災件数	57
4 署所別火災件数	58
5 令和4年署所別火災発生割合	58
6 10年間の署所別火災発生割合	58
7 火災種別・原因別火災件数	59
8 原因別・時間別火災件数	59
9 過去10年火災の推移	60
10 過去10年火災損害額推移	60
11 過去10年火災による死傷者	60
12 過去10年焼失面積の推移	61
13 過去5年災害等出動状況（救急・救助出場件数を除く）	61
14 覚知別出火件数	62
15 曜日別火災発生件数	62
16 月別火災発生件数	62
救 助	63
1 事故種別出場状況	64
2 事故種別活動件数	64
3 事故種別救出人員数	64
4 救助器具の保有状況	65
救 急	66
1 月別出場件数	67
2 月別搬送人員	67
3 署所別出場・搬送人員数	68
4 時間別搬送人員状況	68
5 曜日別出場件数状況	69
6 曜日別搬送人員状況	69
7 年齢区分別搬送状況	70
8 傷病程度別搬送状況	70
9 現場到着所要時間別出場件数	71
10 収容所要時間別搬送人員	71
11 コミュニティ別搬送人員	72
12 東関東自動車道救急活動状況	72
13 市内公共施設のAED設置施設	73
14 普通救命講習実施状況	74



文教住宅都市憲章

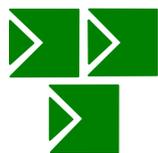
わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

1. わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
1. わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
1. わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。



習志野市歌

長橋 正宣 作詞
富澤 裕 作曲

- 1 あさ ひ あふ
朝の陽溢れて さわやかに
みずべ とり うた
水辺の鳥たち 歌だより
しぜん いぶき
自然の息吹が みちみちて
だいち かぜ ふ
大地にみどりの みどりの風が吹く
す ならしの
好きですふるさと 習志野は
ゆめ きぼう つむ
夢と希望を 紡ぐまち
- 2 れきし ゆか
歴史は床しく とこしえに
はぐくぶんか さち
育む文化と 幸ゆたか
あら めば
新たな芽生えを もりあげて
がんば げんき げんき むね わ
頑張る元気が 元気が胸に湧く
す ならしの
好きですふるさと 習志野は
ゆくてあか ひら
行手明るく 拓くまち

はしがき

- 1 この年報は令和5年4月1日現在の習志野市における消防現況及び令和4年度中の消防業務に関する諸般の事項について収録し、今後の消防行政の合理的な運営と消防力の充実に資するとともに、消防事情を広く一般に紹介するために編集したものです。
- 2 諸表の統計年については、令和5年4月1日の数値等を記載しました。なお、災害出場等の数値については暦年をもって計上してあります。

概 要

1. 習志野市の沿革

上代の事は、はっきりしていないが、徳川時代には久々田村と大久保新田がおおむね代官の支配地であり、鷺沼村、谷津村及び藤崎村は旗本の領地であった。

明治維新後の明治2年葛飾藩の支配地となり、明治4年の廃藩置県の際は、印旛県の管轄となり、同6年千葉県管轄となった。

その後久々田に戸長役場を置き谷津、鷺沼、藤崎、大久保の4ヶ村を治めていたが明治22年、市町村制実施にともない、久々田、谷津、鷺沼、藤崎、大久保の5ヶ村を合併して津田沼村とし、更に明治36年3月3日に町制を施行、津田沼町となった。

それから年とともに発展をして、第2次世界大戦には習志野原の広大な演習地を北部にひかえ、軍事都市として全国にその名が知られたが、幸いにも戦禍による被害は殆どなく、戦後、その兵舎は大学、高等学校、小・中学校及び病院等の文化、医療施設をはじめ、一部は海外引揚者の住宅にも利用され、軍事都市から一変して文教都市に変貌するに至った。一方、東京の中心から僅か1時間という交通の便利な点に合せ、東京の急激な人口増にともない、住宅都市としての性格を有するようになり、農地が宅地に変わり続々と集団住宅が建設されるようになった。

このように発展途上にあつた津田沼町は、昭和29年8月1日旧幕張町の北部地区と境界変更による合併を行い、ここに市政を施行し習志野市が誕生するに至った。

更に昭和30年10月1日船橋市の一部を加え、又、昭和36年以来、習志野原に内陸工業団地を造成して工場を誘致し、日立製作所、日鉄溶接工業、川鉄金属、鈴木金属、三井木材等の工場が進出する一方、中小企業のための軽金属団地が整備された。

また、旧市街地の都市化により中高層建物が建設されるなど、さらに住宅都市として発展し、昭和38年より、谷津、津田沼、鷺沼海岸の埋立工事が始まり日本住宅公団による住宅団地が建設され、昭和42年6月に完成し袖ヶ浦が誕生し、文教住宅都市の形態は整えたが全国的に工業開発が進展し公害の影響が心配されたことから、昭和45年3月30日に習志野市文教住宅都市憲章を制定し理想とするまちづくりの指針を定めた。昭和46年1月には10万都市となり、産業の発展、人口の増加などにより、京葉港建設に伴う海岸の第二次埋立工事が完了し、昭和52年12月23日には、この埋立地5.03km²を新たに本市に編入され、秋津、香澄、芝園、茜浜の4町名が誕生し昭和53年より、住宅建設事業がスタートし、昭和55年には秋津・香澄地区は住宅地として整備され、茜浜・芝園地区には工業施設・流通施設・公共業務機能施設等の第2次産業を中心とした臨海地帯が建設された。一方、JR津田沼駅周辺では北口の開発が進む中、昭和52年ごろから大型店舗が続々と進出し、昭和55年には南口に文化ホールを含むサンペデックが建設されるなど著しい商・サービス業の発展がみられ、文化・商業の中心となった。

また、京成津田沼駅や実籾駅周辺の整備事業にも力を注ぐとともに、京成谷津遊園跡地に、住宅都市整備公団により進められていた中高層住宅の建設工事も完了、逐次入居が開始され、新しい都市構造の一端を形成するようになった。

昭和61年4月26日には本市とアメリカ合衆国アラバマ州タスカルーサ市との間で、両市の繁栄とともに変わらぬ友情を誓い、相互に教育、文化、経済、スポーツ及び人物等においての交流を通し、都市間の相互理解と友好親善を深め、あわせて日本国とアメリカ合衆国の友好関係の促進に寄与するとともに世界の平和と繁栄に貢献することを念願し、姉妹都市として提携することを協約した。また、平成5年6月10日に、昭和63年より習志野緑地の第2期事業として、

都市と自然の共生を図ることを目的に保全と整備を進めている谷津干潟がラムサール条約登録地として認定された。平成10年2月25日には、豪州ブリズベン市のブーンダル湿地の間で姉妹湿地の調印を行った。

平成12年に「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野」を目指し、習志野市長期計画基本構想が策定された。

「平成」となり人口は15万人に達する。

平成19年度からJR津田沼駅南口（35ha）の開発事業が開始される。また、東習志野地区において大規模なマンション建設が行われ、平成22年に人口は16万人を超える。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、国道14号線以南の埋立地域で大規模な液状化による被害が発生し、道路や建物が大きな被害を受け、現在も復旧が続いている。

平成25年2月には、JR津田沼南口（35ha）の開発に伴い、開発対象区域となった地域の住居表示が「谷津」から「奏の杜」に変更となる。

2. 習志野市の位置及び地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京からほぼ30km圏内にあります。東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市に接し、南は東京湾に面しています。海岸線は千葉港（東京湾）の一部を形成し、地形は東西8.9km、南北6.2kmで内陸部の自然地形と平坦な埋立地からなっています。

市域は、下総台地の一部となっている北部地域が高く、台地から南に向かってゆるやかに低く傾斜しています。最も高い場所は海拔30.6m（東習志野8丁目あたり）あり、最も低い場所は海拔0.8m（芝園・茜浜一帯の海岸線）で海に接しています。平均では海拔約18mとなります。

面積は、津田沼町時代の昭和初期には約6km²強しかありませんでしたが、昭和29年の市制施行、同41年、同52年の二次にわたる埋め立て工事にもなっており、現在は、20.97km²に達しています。



位置及び広ぼう						
面積	20.97km ²		消防本部 広ぼう	東経	140度1分42秒	
周 囲	東	千葉市		北緯	35度40分40秒	
	西	船橋市		東西	8.9km	
	南	東京湾		南北	6.2km	
	北	八千代市	海拔	平均	最高	最低
		18.572m		30.6m	0.8m	

3. 習志野市消防の沿革

- 明治27. 4. 3 津田沼村消防組結成。
- 明治36. 3. 3 町制施行。
津田沼町となり、津田沼消防組と改称する。
- 昭和14. 4. 1 警防団令公布施行と同時に消防組を解散、津田沼町警防団を編成、5ヶ分団とする。
- 昭和22. 9. 11 消防団令公布施行により警防団を消防団と改称し5ヶ分団とする。
- 昭和22. 12. 23 消防組織法、公布施行に伴い自治体消防として発足する。
- 昭和29. 8. 1 旧幕張町の一部を合併、市制を施行し、習志野市となる。消防団を8ヶ分団とする。
- 昭和33. 1. 1 消防本部を設置、佐久間誠一氏初代消防長に就任する。
- 昭和33. 3. 1 消防本部の下に消防署を設置、署長(消防長兼務)以下16名、消防署に水槽付ポンプ車1台を配置して発足する。
- 昭和33. 3. 7 消防団は、千葉県消防協会長より表彰旗を受賞する。
- 昭和33. 7. 28 消防署に小型救急車1台を配置し、救急業務を開始する。
職員6名を増員して22名となる。
- 昭和33. 12. 15 火災報知機(沖式)設置、発信機43機を市内に設置し、使用開始する。
消防無線局業務開始、基地局1局、移動局2局。
- 昭和34. 1. 29 消防組織法第21条に基づき、船橋市と消防相互応援協定を締結する。
- 昭和34. 3. 7 消防本部、消防署、消防団は千葉県知事から功労旗を受賞する。
- 昭和34. 4. 20 消防組織法第21条に基づき、千葉市と消防相互応援協定を締結する。
- 昭和35. 3. 16 消防組織法第21条に基づき、八千代町と消防相互応援協定を締結する。
- 昭和36. 2. 15 消防団は、日本消防協会長より竿頭綬を受賞する。
- 昭和37. 10. 1 藤崎分遣所を開所し、職員12名、水槽付ポンプ車1台を配置する。
職員15名増員、37名とする。
- 昭和37. 11. 1 火災報知機の発信機を増設し、54機とする。
- 昭和38. 3. 7 消防団員の定数を改正し、192名とする。
消防本部、消防署、消防団は日本消防協会長より表彰旗を受賞する。
- 昭和38. 10. 1 常設消防充実5ヶ年計画を作成し、42年完成を目指し、第1年目に入る。
- 昭和39. 5. 3 市制10周年及び市庁舎落成を記念して消防展を開催する。
- 昭和39. 9. 1 災害対策基本法に基づき習志野市地域防災計画を作成する。
- 昭和39. 12. 1 実籾分遣所の開所に伴い普通ポンプ車1台を購入する(暫定で消防署に配置する)。
- 昭和40. 4. 1 実籾分遣所を開所し、前記普通ポンプ車を配置する。また、職員16名を増員して定数53名とする。
- 昭和40. 7. 19 消防組織法第21条に基づき、千葉県広域消防応援協定を締結する。
- 昭和40. 10. 1 消防署に普通ポンプ車1台を配置する。
火災報知機の発信機を増設し、69機とする。
- 昭和41. 3. 11 消防本部、消防署、消防団は千葉県知事から優秀表彰旗を受賞する。
- 昭和41. 4. 1 消防職員の定数を改正し、59名とする。

- 消防音楽隊(26名)を結成する。
- 昭和41. 11. 1 消防署に化学消防車1台を配置する。
- 昭和42. 4. 1 消防職員の定数を改正し、65名とする。
- 昭和42. 4. 1 特別救助隊(12名)を編成する。
- 昭和42. 7. 1 藤崎分遣所に救急車を配置し、計2台とする。
消防本部の機構を総務、予防、警防の3課制に改める。
火災報知機の発信機を増設し、79機とする。
- 昭和43. 1. 5 習志野市常設消防10周年のあゆみを作成発行する。
- 昭和43. 3. 1 常設消防発足10周年を記念して職員の表彰を行う。
消防本部、消防署は市長から表彰される。
- 昭和43. 4. 1 谷津分遣所を開所し、普通ポンプ車1台、職員10名を配置する。
消防職員の定数を改正し、79名とする。
- 昭和44. 8. 28 火災報知機の発信機を増設し、84機とする。
- 昭和44. 9. 4 消防署に救助工作車1台を配置する。
- 昭和45. 3. 1 消防長、署長の専任制度を確立する。
- 昭和45. 5. 15 消防団長金子従郎氏辞任する。
- 昭和45. 5. 16 消防団副団長田久保精三氏、消防団長に就任する。
- 昭和45. 8. 1 火災報知機の発信機を増設し、85機とする。
- 昭和45. 12. 23 消防用無線局を超短波無線局(150.8IMC)に切替える。
- 昭和46. 3. 4 消防本部、消防署、消防団は、消防庁長官から竿頭綬を受賞する。
- 昭和46. 5. 13 消防署に可搬動力ポンプを配置する。
- 昭和46. 5. 24 消防署に指揮車1台を配置する。
- 昭和46. 6. 30 救急車1台白井建設(株)より寄贈を受け、消防署に配置する。
- 昭和46. 10. 1 消防署に普通ポンプ車1台を配置する。
- 昭和46. 12. 25 消防職員の定数を改正し、100名とする。
- 昭和47. 3. 31 火災報知機を廃止する。
- 昭和47. 10. 27 国立習志野病院より救急車1台の寄贈を受け消防署に配置する。
- 昭和47. 10. 30 谷津分遣所において、救急業務を開始する。
- 昭和47. 10. 31 日本損害保険協会より普通ポンプ車1台の寄贈を受け消防署に配置する。
- 昭和47. 12. 14 習志野ライオンズクラブより救急車1台の寄贈を受け消防署に配置する。
- 昭和48. 4. 1 消防職員の定数を改正し、114名とする。
- 昭和48. 10. 1 藤崎分遣所に職員待機寮及び車庫を増築する。
- 昭和48. 10. 13 10月13日~19日まで国民体育大会警備を行う。
- 昭和48. 12. 28 消防本部に査察車1台を配置する。
- 昭和49. 2. 13 梯子付消防ポンプ自動車(32m級)を消防署に配置する。
- 昭和50. 3. 31 消防長佐久間誠一氏辞任する。
- 昭和50. 4. 1 習志野市助役の清水一氏が消防長事務取扱となる。
- 昭和50. 4. 6 清水一氏の消防長事務取扱を解く。
- 昭和50. 4. 7 須田敦夫氏第2代消防長に就任する。

- 昭和50. 12. 26 藤崎分遣所に水槽付ポンプ車 1 台を配置する。
- 昭和51. 10. 29 現場指揮のため携帯無線機（可搬式 10W）を配置する。
- 昭和52. 3. 22 無線局の基地局を 10W にパワーアップし通信の確立を期す。
- 昭和53. 3. 31 千葉県救急医療情報通信システムの運用開始。
- 昭和53. 8. 30 習志野市消防庁舎竣工。
- 昭和53. 9. 11 新消防庁舎にて業務開始。
- 昭和54. 4. 1 消防職員の定数を改正し、124 名とする。
- 昭和54. 11. 20 消防署に水槽付ポンプ車を配置する。
- 昭和55. 3. 27 救急車を配置する。計 4 台とする。
- 昭和55. 11. 30 第 3 分団新詰所完成。
- 昭和56. 3. 4 消防庁長官から表彰旗を授与される。
- 昭和56. 3. 27 南消防署竣工。
- 昭和56. 4. 1 消防職員の定数を改正し、150 名とする。
- 昭和56. 4. 1 消防本部及び消防署の設置等に関する条例を一部改正する。
本署を中央消防署に改める。
南消防署を開署し、化学消防車 1 台、救助工作車 1 台、救急車 1 台、普通ポンプ車予備 1 台、職員 26 名を配置する（救助工作車及び救急車は旧車両を暫定配置したもの）。
- 昭和56. 4. 1 消防本部の機構を消防管理、予防、警防、通信指令室の 3 課 1 室制に改める。
- 昭和56. 12. 15 南消防署に救急車 1 台を配置する。計 5 台とする。
- 昭和56. 12. 28 南消防署に救助工作車 1 台を配置する。計 2 台とする。
- 昭和57. 3. 1 梯子付消防ポンプ自動車（35m 級）を南消防署に配置する。計 2 台とする。
- 昭和57. 3. 31 消防団長田久保精三氏辞任する。
- 昭和57. 4. 1 消防団副団長白井峰三氏、消防団長に就任する。
- 昭和57. 4. 1 消防職員の定数を改正し、160 名とする。
- 昭和57. 4. 27 東関東自動車沿線の 9 都市と消防相互応援協定を締結する。
- 昭和57. 7. 15 消防長須田敦夫氏、辞任する。
- 昭和57. 7. 15 消防次長三橋豊治氏、消防長職務代理者となる。
- 昭和57. 8. 2 鶴沢國雄氏、第 3 代消防長に就任する。
- 昭和57. 10. 1 千葉海上保安部との消防業務協定を締結する。
- 昭和57. 11. 24 消防本部に予防車を配置する。
- 昭和57. 12. 22 南消防署に指令車を配置する。
- 昭和58. 4. 1 千葉県消防設備保守協会より警防車の寄贈を受け配置する。
- 昭和57. 4. 1 千葉県防災行政無線消防本部端末局の運用開始。
- 昭和58. 6. 15 常設消防 25 周年記念式典を挙げる。
- 昭和59. 4. 1 消防本部組織規則を一部改正。消防管理課を総務課に予防課調査係を危険物係に改め、他の一部の統廃合をするとともに事務分掌の一部を改める。
- 昭和61. 1. 25 南消防署に救助工作車を配置する。
- 昭和62. 3. 31 消防長鶴沢國雄氏退任する。
- 昭和62. 4. 1 消防次長三橋豊治氏、第 4 代消防長に就任する。

- 昭和62. 11. 13 サンケイ新聞社主催、第18回県民の消防員団体の部で消防本部・消防団が表彰される。
- 昭和63. 3. 31 第1分団新詰所完成（移転）。
- 昭和63. 4. 1 習志野市消防協力隊を発足（40名）する。
- 昭和63. 4. 16 消防本部発足30周年記念式典を挙げる。
- 昭和63. 12. 27 中央消防署梯子付消防自動車（40m級）を更新する。
- 平成元. 2. 25 消防団は、日本消防協会長より竿頭綬を受賞する。
- 平成 2. 3. 23 第8分団新詰所完成。
- 平成 2. 3. 31 消防団長白井峰三氏、辞任する。
- 平成 2. 4. 1 消防団副団長小川康義氏、消防団長に就任する。
- 平成 2. 4. 1 消防職員の定数を改正し、168名とする。
- 平成 2. 4. 1 消防緊急情報システムの運用を開始する。
- 平成 2. 6. 16 消防本部へ資器材搬送車を配置する。
- 平成 2. 11. 30 消防団長小川康義氏、辞任する。
- 平成 2. 12. 15 消防団副団長中台守氏、消防団長に就任する。
- 平成 3. 3. 14 谷津分遣所に救急車を配置する。
- 平成 3. 8. 1 第4分団新詰所完成（藤崎ヘルステーション、警察官派出所併設合同庁舎「ふじさきふれあいセンター」）。
- 平成 4. 10. 31 消防団旗を新調する。
- 平成 4. 12. 24 消防職員の定数を改正し、190名とする。
- 平成 5. 1. 27 消防本部発足35周年記念式典を挙げる。
- 平成 5. 1. 31 藤崎分遣所（藤崎図書館併設合同庁舎）竣工。
- 平成 5. 3. 31 消防長三橋豊治氏、退任する。
- 平成 5. 4. 1 消防次長小林博氏、第5代消防長に就任する。
- 平成 6. 4. 1 消防本部組織規則を一部改正。指令室を指令課に警防課機械係を救急救助係に改め他の一部を統廃合するとともに事務分掌の一部を改める。
- 平成 6. 4. 1 習志野市消防歌を制定する。
- 平成 7. 1. 17 阪神・淡路大震災発生。
習志野市消防本部では、消防組織法第24条の3の応援措置要求に基づき、応援隊員10名、車両3台を編成し、1月21日から1月25日迄救援活動にあたった。
- 平成 7. 3. 31 消防長小林博氏、退任する。
- 平成 7. 3. 31 消防団長中台守氏、辞任する。
- 平成 7. 4. 1 消防次長市角勲氏、第6代消防長に就任する。
- 平成 7. 4. 1 消防団副団長三代川利男氏、消防団長に就任する。
- 平成 7. 9. 5 緊急消防援助隊の救助部隊として登録する。
- 平成 7. 12. 22 消防職員の定数を改正し、210名とする。
- 平成 9. 1. 27 中央消防署の救急車を高規格救急車に切替える。
- 平成10. 3. 11 第7分団新詰所完成。
- 平成10. 5. 1 船橋市と携帯電話等からの119番通報転送に関する協定を締結する。
- 平成11. 4. 1 消防本部次長の事務分担を定める規定（平成11年3月29日）により総務担当及び

- 警防担当次長制に改める。
- 平成12. 2. 14 南消防署の救急車を高規格救急車に切替える。
- 平成12. 3. 6 南消防署の救助工作車を緊急消防援助隊に対応する救助工作車に切替える。
- 平成12. 3. 31 消防長市角勲氏、退任する。
- 平成12. 4. 1 消防次長沖本光司氏、第7代消防長に就任する。
- 平成13. 3. 31 消防団長三代川利男氏、辞任する。
- 平成13. 4. 1 消防団副団長石井友治氏、消防団長に就任する。
- 平成14. 2. 22 実籾分遣所の救急車を高規格救急車に切替える。
- 平成14. 3. 31 消防長沖本光司氏、退任する。
- 平成14. 4. 1 習志野市教育委員会事務局より村山源司氏、第8代消防長に就任する。
- 平成14. 4. 1 各課の係制を廃止し、グループ制を導入する。
- 平成15. 9. 1 習志野市初となる女性消防団員7名を採用する。
- 平成16. 1. 20 第6分団新詰所完成（移転）。
- 平成16. 3. 12 第1分団詰所移築。
- 平成16. 3. 31 消防長村山源司氏、退任する。
- 平成16. 4. 1 習志野市長事務局より石井享氏、第9代消防長に就任する。
- 平成17. 11. 8 携帯電話からの119番通報直接受信の全面運用を開始する。
- 平成18. 3. 31 消防長石井享氏、退任する。
- 平成18. 4. 1 消防本部参事萩原忠市氏、第10代消防長に就任する。
- 平成18. 4. 1 緊急消防援助隊の救急部隊として救急藤崎1を登録する。
- 平成18. 6. 5 市内47ヶ所の「公の施設」にAED（自動体外式除細動器）を配備する。
- 平成18. 7. 24 AEDの貸付け事業を開始する。
- 平成19. 4. 1 船橋市消防局と相互応援協定を再締結する。
- 平成19. 4. 1 緊急消防援助隊として中央梯子1、中央2及び救急南1を登録する。
- 平成20. 2. 15 藤崎分遣所の救急車を高規格車に切替える。
- 平成20. 3. 23 消防本部発足50周年式典を挙げる。
- 平成20. 3. 23 高機能消防指令センター運用開始。
- 平成20. 3. 31 消防長萩原忠市氏、退任する。
- 平成20. 4. 1 消防本部参事谷本仁氏、第11代消防長に就任する。
- 平成21. 3. 31 消防長谷本仁氏、退任する。
- 平成21. 3. 31 消防団長石井友治氏、辞任する。
- 平成21. 3. 31 緊急消防援助隊として中央救助1を登録する。
- 平成21. 3. 31 鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定を締結する。
- 平成21. 4. 1 消防本部次長小川則行氏、第12代消防長に就任する。
- 平成21. 4. 1 消防団副団長三代川馨氏、消防団長に就任する。
- 平成22. 3. 31 消防長小川則行氏、退任する。
- 平成22. 4. 1 消防本部次長土屋恭司氏、第13代消防長に就任する。
- 平成23. 3. 11 東日本大震災発生、本市の震度5強、死者1名、負傷者7名が発生し、11日から15日までの5日間で火災1件、救急7件、救助等の災害82件に出場し、消防職員延べ495

- 名、消防団員述べ324名が従事する。
- 習志野市消防協力隊は市長の要請により、応急給水活動等に当たる。結成以来初の出動、11日から15日までの5日間、延べ59名の隊員が従事する。
- 平成23. 3. 14 緊急消防援助隊千葉県隊として、岩手県及び福島県に救助部隊及び救急部隊を延べ13隊・43名を派遣する。
- 岩手県陸前高田市に3月14日から3月22日までの間に、3次に亘り救助部隊・後方支援部隊を延べ7隊・25名を派遣する。
- 福島県福島市に3月22日から6月6日までの間に、3次に亘り救急部隊・後方支援部隊を延べ6隊・18名を派遣する。
- 平成23. 3. 31 消防団長三代川磐氏、辞任する。
- 平成23. 3. 31 消防長土屋恭司氏、退任する。
- 平成23. 4. 1 消防本部次長古賀弘徳氏、第14代消防長に就任する。
- 平成23. 4. 1 消防団副団長三代川彦博氏、消防団長に就任する。
- 平成23. 10. 26 千葉県知事より、緊急消防援助隊派遣活動に対し表彰される。
- 平成23. 11. 9 総務大臣より、緊急消防援助隊派遣活動に対し表彰される。
- 平成24. 3. 1 第5分団詰所完成（移転）。
- 平成25. 2. 7 習志野市消防協力隊に対し、東日本大震災の活動により市政功労賞（徳行表彰）を受賞する。
- 平成25. 4. 1 普通救命講習市民受講率日本一を達成、平成24年度において受講率2.8%、受講者数が4,567人となる。
- 平成25. 4. 1 公の施設へのAED設置数が100施設となる。
- 平成25. 4. 6 消防救急デジタル無線整備・運用を開始する。
- 平成25. 6. 1 習志野市消防協力隊規約を廃止し、「習志野市消防協力隊に関する要綱」を制定する。
- 平成25. 12. 25 実籾分遣所、竣工。
- 平成26. 1. 1 「習志野市消防本部旗の制式」を制定し同旗を整備する。
- 平成26. 3. 1 実籾分遣所、新庁舎で業務開始。
- 平成26. 3. 18 総務省消防庁より、緊急消防援助隊の活動拠点となる「拠点機能形成車」（大型テント4基（100名収容）・衛星携帯電話・住環境用セット等積載）が無償貸与される。
- 平成26. 4. 1 消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び消防署組織規程を一部改正する（署所の名称及び管轄区域の変更）。
- 実籾分遣所を東消防署に変更し、既存の化学車1台、ポンプ車1台、救急車1台に加え、救助工作車1台、はしご車1台、指令車1台を（旧）南消防署から移動配置し、職員37名とする。
- また、署所の名称について、南消防署を秋津出張所に、藤崎分遣所及び谷津分遣所をそれぞれ藤崎出張所、谷津出張所に改める。
- 署の管轄区域は、中央消防署は谷津、秋津出張所を管轄とし、東消防署は藤崎出張所を管轄とする。
- 平成26. 4. 1 普通救命講習市民受講率日本一を更新、平成25年度において受講率2.9%、受講者4,793名となり、前年度から0.1%増となる。

- 平成26. 7. 26 第50回千葉県消防操法大会優良賞（第3位）を獲得する。
- 平成27. 3. 31 消防長古賀弘徳氏、退任する。
- 平成27. 4. 1 消防本部次長酒井薫氏、第15代消防長に就任する。
- 平成28. 3. 29 消防団第2分団詰所、完成。
- 平成28. 8. 1 松戸市ほか9市消防指令事務協議会が設置される。
- 平成28. 12. 14 緊急消防援助隊として秋津化学1を登録する。
- 平成30. 3. 31 消防団長三代川彦博氏、辞任する。
- 平成30. 4. 1 消防団副団長池田博氏、消防団長に就任する。
- 平成30. 11. 30 谷津奏の杜出張所竣工。
- 平成31. 3. 1 谷津出張所から移転とし、谷津奏の杜出張所を開所する。
- 平成31. 3. 5 消防団、日本消防協会長より表彰旗を受賞する。
- 平成31. 3. 31 消防長酒井薫氏、退任する。
- 平成31. 4. 1 消防本部次長高澤寿氏、第16代消防長に就任する。
- 令和元. 10. 25 千葉県消防広域相互応援協定に基づき、大雨被害を受けた茂原市へ救助部隊を派遣する。
- 令和 2. 3. 12 船橋市、八千代市、習志野市の3市において、千葉西部生コンクリート協同組合と災害時等に必要な消防用水確保に関し、協定を締結する。
- 令和 3. 1. 26 10市で構成する「ちば北西部消防指令センター」にて共同指令業務が開始される。
- 令和 3. 3. 31 新消防本部庁舎竣工。
- 令和 3. 3. 31 消防団、総務大臣より総務大臣感謝状を受賞する。
- 令和 3. 3. 31 消防長高澤寿氏、退任する。
- 令和 3. 4. 1 消防本部次長廣瀬義嗣氏、第17代消防長に就任する。
- 令和 3. 4. 1 習志野市消防本部組織規則の一部を改正する。指令課を廃止し、警防課に指揮統制係を加え総務課を消防総務課に改めるとともに、事務分掌の一部を改める。
- 令和 3. 4. 19 中央消防署、新庁舎で業務開始。
- 令和 3. 5. 10 消防本部、新庁舎で業務開始。
- 令和 5. 3. 3 消防団、日本消防協会長より竿頭綬を受領する。
- 令和 5. 3. 31 消防団長池田博氏、辞任する。
- 令和 5. 4. 1 消防団副団長飯田裕一氏、消防団長に就任する。

4. 消防力

(令和5年4月1日)

種 別		整備指針等	現 有	過 不 足	充 足 率
消 防 本 部	署 所 の 数	5	5	0	100.0%
	消 防 ポ ン プ 自 動 車	6	5	△1	83.3%
	化学消防ポンプ自動車	2	2	0	100.0%
	救 助 工 作 車	2	2	0	100.0%
	梯 子 付 消 防 自 動 車	2	2	0	100.0%
	救 急 自 動 車	6	5	△1	83.3%
	指 揮 車	1	1	0	100.0%
	消 防 吏 員	252	204	△6	97.1%
消 防 団	詰 所 の 数	8	8	0	100.0%
	消防ポンプ自動車(口数)	13	16	3	123.0%
	消 防 団 員	192	150	△42	78.1%

※「整備指針等」とは、車両については消防力の整備指針に基づいた本市の算定数、人員については条例による。

※「充足率」の数値は、少数点第2位を四捨五入した数による。

※「消防吏員」の数値は、再任用職員数及び市長部局出向職員を除いた数による。

5. 予算の推移

(一般会計)

区 分 年 度	予算総額 (千円)	消防予算 (千円)	総予算に対する 比率 (%)	市民一人当りの 消防予算 (円)
2019年度	63,480,000	2,480,628	3.9	14,308
令和2年度	63,400,000	3,949,031	6.2	22,691
令和3年度	61,500,000	2,686,913	4.3	15,327
令和4年度	63,120,000	2,317,745	3.6	13,238
令和5年度	70,570,000	2,543,734	3.6	14,532

※ 消防予算には災害対策費を含む。

6. 人口及び世帯数の推移

(各年3月31日)

区 分 年 別	世帯数	人 口			人口密度 (1km ²)
		男	女	計	
2019年	79,764	86,365	86,997	173,362	8,267
令和2年	80,773	86,617	87,416	174,033	8,299
令和3年	82,397	87,279	88,022	175,301	8,359
令和4年	82,882	87,073	88,003	175,076	8,348
令和5年	83,617	87,048	88,003	175,043	8,347

※ 人口密度は、国土地理院公表面積(20.97km²)により算出する。

※ 世帯数及び人口は、習志野市住民基本台帳によるもの。

7. 消防施設配置図



8. 消防施設現況等

(1) 消防本部・消防署・出張所

(令和5年4月1日)

名称	区分	所在地	建物構造	建物面積	建築年月日
消防本部 中央消防署		習志野市鷺沼 2-1-43	鉄筋コンクリート 基礎免震構造 地上4階 敷地 7,778.94 m ²	地上1階 1,173.97 m ² 地上2階 45.43 m ² 地上3階 1,194.13 m ² 地上4階 1,194.13 m ² ペントハウス階 20.51 m ² 計 3,628.17 m ²	令和 3.3.31
谷津奏の杜 出張所		習志野市奏の杜 2-13-1	鉄筋コンクリート 地上2階 敷地 1,200.05 m ²	1階 362.96 m ² 2階 305.13 m ² オイルタンク 4.07 m ² 計 672.16 m ²	平成 30.11.30
合同庁舎 秋津出張所		習志野市秋津 3-7-1	鉄筋コンクリート 地上5階 敷地 2,048.04 m ²	1階 681.242 m ² 2階 594.551 m ² 3階 594.519 m ² 4階 589.897 m ² 5階 254.517 m ² 計 2,714.726 m ² (内秋津出張所 1,275.793 m ²)	昭和 56.3.27
				別棟車庫 96.79 m ²	昭和 56.3
東消防署		習志野市東習志野 2-2-15	鉄筋コンクリート 地上2階 敷地 1,945.75 m ²	1階 565.64 m ² 2階 419.56 m ² 計 985.20 m ²	平成 25.12.25
合同庁舎 藤崎出張所		習志野市藤崎 6-20-11	鉄筋コンクリート 地下1階 地上4階 敷地 861.7 m ²	地下1階 174.187 m ² 地上1階 271.577 m ² 中2階 157.161 m ² 2階 343.855 m ² 3階 343.855 m ² 4階 314.761 m ² 計 1,605.396 m ² (内藤崎出張所 727.003 m ²)	平成 5.1.31

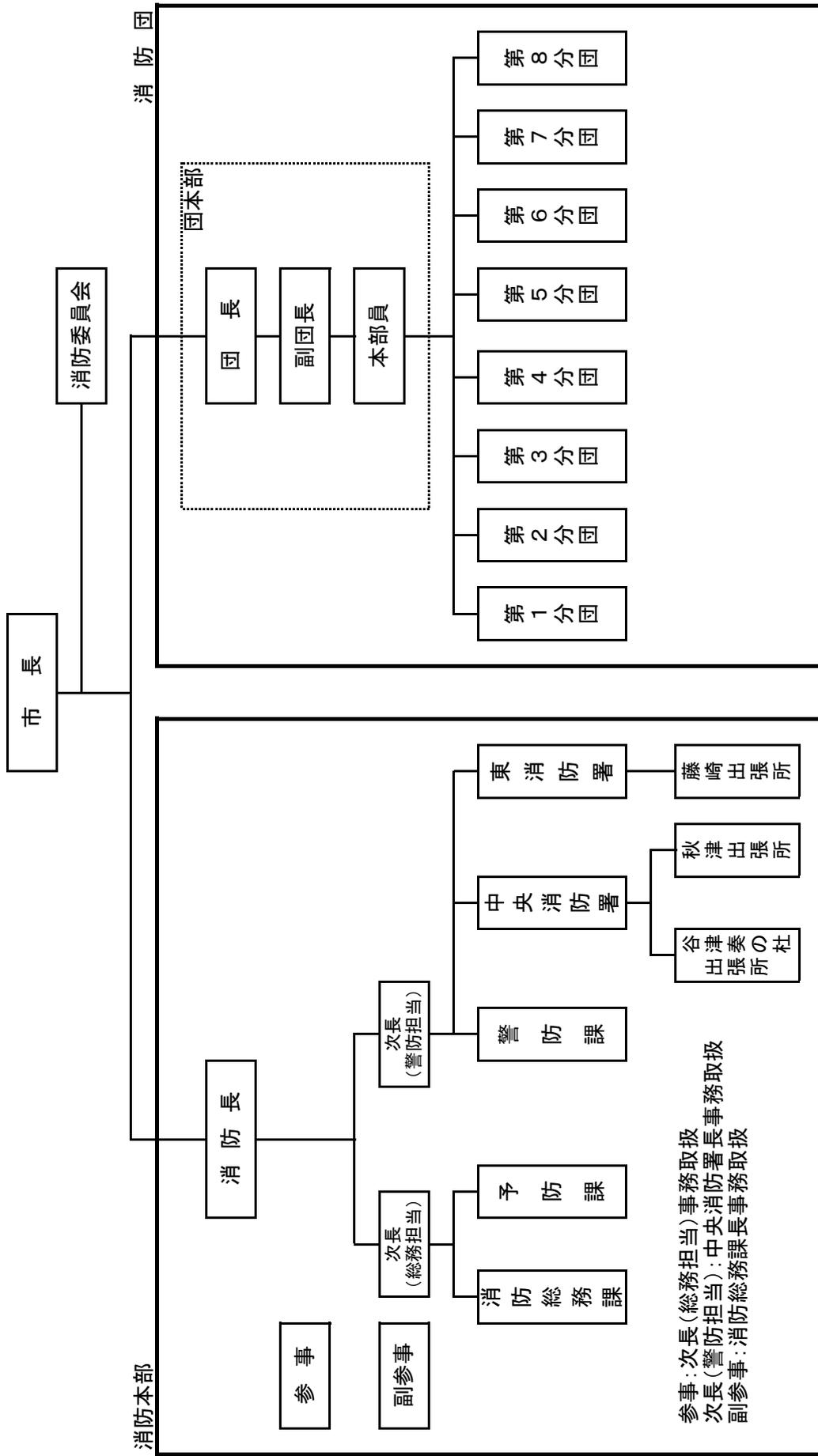
(2) 消防団本部・分団詰所

(令和5年4月1日)

区分 名称	所在地	建築構造	敷地面積 建物延面積	建築年月日	管轄区域
団本部	消防本部庁舎に併設				市内全域
第1分団	習志野市谷津 2-5-12	木造 2階	484.00㎡ 81.54㎡	昭和 63.3.31	谷津・袖ヶ浦(1丁目)・茜浜・谷津町・奏の杜
第2分団	習志野市津田沼 4-6-9	鉄骨 2階	188.37㎡ 103.69㎡	平成 28.3.29	津田沼(2、3、4、5、6、7丁目) 袖ヶ浦(2丁目・3丁目)・秋津
第3分団	習志野市鷺沼 3-8-6	木造 2階	213.24㎡ 64.59㎡	昭和 55.11.30	鷺沼・鷺沼台・香澄・芝園 袖ヶ浦(4、5、6丁目)
合同庁舎 第4分団	習志野市藤崎 2-19-13	鉄筋コンクリート 3階	368.85㎡ 586.97㎡	平成 3.8.1	藤崎
合同庁舎 第5分団	習志野市大久保 4-2-11	鉄筋コンクリート 鉄骨 地下1階 地上3階建	専有 89.15㎡ 89.15㎡	平成 24.3.1	大久保・泉町・本大久保・新栄・花咲
第6分団	習志野市津田沼 1-23-2	鉄骨 2階	借用地 218.54㎡ 202.32㎡	平成 16.1.20	津田沼(1、3丁目)
第7分団	習志野市実籾 2-12-44	鉄骨 2階	229.22㎡ 215.03㎡	平成 10.3.11	実籾・実籾本郷・東習志野
第8分団	習志野市屋敷 3-12-19	木造 2階	140.52㎡ 89.16㎡	平成 2.3.23	屋敷

消防総務

1. 消防組織図



2. 消防本部事務分掌

消 防 総 務 課

- (1) 消防本部の総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 消防本部内の総合管理等に関すること。
- (3) 職員及び消防団員の定数管理に関すること。
- (4) 職員並びに消防団員の任免、分限、賞罰及び服務その他身分に関すること。
- (5) 職員及び消防団員等の公務災害補償に関すること。
- (6) 職員の給料及び諸手当等の支給に関すること。
- (7) 職員及び消防団員の貸与品に関すること。
- (8) 職員及び消防団員の福利厚生に関すること。
- (9) 職員並びに消防団員の教育及び研修に関すること(救急隊員の研修に関するものを除く。)
- (10) 安全衛生管理に関すること。
- (11) 消防団員の退職報償金の支給に関すること。
- (12) 消防団員の報酬及び費用弁償等の支給に関すること。
- (13) 補助金等に関すること(警防課の所管するものを除く。)
- (14) 庁舎及び設備の維持管理に関すること。
- (15) 財産の取得及び管理に関すること。
- (16) 消防施設の工事及び修繕に関すること。
- (17) 消防協会及び消防長会に関すること。
- (18) 消防委員会に関すること。
- (19) 消防職員委員会に関すること。
- (20) 消防協力隊に関すること。
- (21) 消防音楽隊に関すること。
- (22) 公印の管理に関すること。
- (23) 文書の発送に関すること。

予 防 課

- (1) 建築物の確認等の同意に関すること。
- (2) 消防用設備等の設置及び検査に関すること。
- (3) 危険物及び指定可燃物等の規制に関すること。
- (4) 危険物及び防火対象物の予防査察に関すること。
- (5) 防火管理に関すること。
- (6) 防火対象物の使用開始に関すること。
- (7) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (8) 火災のり災証明に関すること。
- (9) 圧縮アセチレンガス及び液化石油ガス等の届出事項の受理、調査及び指導に関すること。
- (10) 習志野市火災予防条例(昭和37年条例第2号)、習志野市火災予防条例施行規則(昭和61年規則第12号)、習志野市火災予防施行規程(昭和61年消防本部告示第1号)及び習志野市危険物規制規則(昭和61年規則第13号)に基づく届出事項の受理、調査及び指導に関すること。(消防署及び出張所で処理する届出事項を除く。)
- (11) 防災協会に関すること。

- (12) その他火災予防に関する事。

警 防 課

- (1) 消防計画及び水・火災の警防計画に関する事。
- (2) 火災警報に関する事。
- (3) 消防水利に関する事。
- (4) 消防統計に関する事。
- (5) 救急搬送証明に関する事。
- (6) 消防相互応援協定に関する事。
- (7) 海上火災に伴う業務協定に関する事。
- (8) 開発事業の指導に関する事。
- (9) 消防装備の企画に関する事。
- (10) 消防資器材の整備計画及び維持管理に関する事。
- (11) 消防関係車両の管理に関する事。
- (12) 救急業務実施計画に関する事。
- (13) 救急医療機関等に関する事。
- (14) 救急隊員の研修に関する事。
- (15) 補助金等に関する事(警防課の所管するものに限る)。
- (16) その他警防に関する事。
- (17) 消防通信施設及び器具の整備保全に関する事。
- (18) 通信技術の研究に関する事。
- (19) ちば北西部消防指令センターに関する事。
- (20) その他指令及び通信に関する事。

3. 消防署事務分掌

中央消防署・東消防署(第32号から第36号にあつては中央消防署に限る)

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 署所の連絡調整に関する事。
- (3) 消防隊編成に関する事。
- (4) 署員の勤務配置に関する事。
- (5) 署員の服務に関する事。
- (6) 消防施設、車両及び物品の維持管理に関する事。
- (7) 安全運転管理業務に関する事。
- (8) 署員の教養及び訓練に関する事。
- (9) 水・火災の警戒、防ぎよ及び鎮圧に関する事。
- (10) 水利施設の調査及び保全に関する事。
- (11) 警防調査に関する事。
- (12) 消防長が別に定める防火対象物及び少量危険物施設の予防査察に関する事。
- (13) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号 以下「省令」という)に基づく次に掲げる届出事項の受理、調査及び指導に関する事。
 - ア 防火管理者選任(解任)届出書
 - イ 消防計画作成(変更)届出書

- ウ 統括防火管理者選任(解任)届出書
 - エ 全体についての消防計画作成(変更)届出書
- (14) 習志野市火災予防条例(昭和37年条例第2号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる届出事項の受理、調査及び指導に関すること。
- ア 水素ガスを充てんする気球の設置届出書
 - イ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書
 - ウ 煙火の打上げ(仕掛け)届出書
 - エ 催物開催届出書
 - オ 水道断水(減水)届出書
 - カ 道路工事届出書
 - キ 露店等の開設届出書
- (15) 習志野市火災予防施行規程(昭和61年消防本部告示第1号。以下「訓令」という。)に基づく次に掲げる届出事項の受理、調査及び指導に関すること(次号から第18号までに掲げる事務に限る)。
- ア 消防訓練実施届出書
 - イ 防火対象物等の名称等・管理権原者の氏名等変更届出書
- (16) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び共同住宅の消防訓練に関すること。
- (17) 町会、自主防災組織等の訓練、防火指導等に関すること。
- (18) 一般住宅の防火指導に関すること。
- (19) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (20) 火災防ぎよの研究及び訓練に関すること。
- (21) 救助業務に関すること。
- (22) 救助用機械器具の保守管理に関すること。
- (23) 高圧ガス製造施設及び機器の保守管理に関すること。
- (24) 救命索発射銃の保安管理に関すること。
- (25) 救助統計に関係すること。
- (26) 救助技術の研究及び訓練に関すること。
- (27) 救急業務に関すること。
- (28) 救急用機械器具の保守管理に関すること。
- (29) 救急応急処置の指導に関すること。
- (30) 救急技術の研究及び訓練に関すること。
- (31) 指揮統制業務に関すること。
- (32) 現場の指揮、統制及び指揮支援に関すること。
- (33) 消防通信の運用に関すること。
- (34) 災害時の出場指令に関すること。
- (35) 各種災害関係情報の収集及び伝達に関すること。
- (36) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (37) その他消防署の庶務に関すること。

出張所

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 所員の服務に関すること。
- (3) 消防施設、車両及び物品の維持管理に関すること。
- (4) 所員の教養及び訓練に関すること。
- (5) 水・火災の警戒、防ぎよ及び鎮圧に関すること。
- (6) 水利施設の調査及び保全に関すること。
- (7) 警防調査に関すること。
- (8) 消防長が別に定めるところにより、予防課長又は署長が定める防火対象物及び少量危険物施設の予防査察に関すること。
- (9) 省令に基づく次に掲げる届出事項の受理、調査及び指導に関すること。
 - ア 防火管理者選任(解任)届出書
 - イ 消防計画作成(変更)届出書
 - ウ 統括防火管理者選任(解任)届出書
 - エ 全体についての消防計画作成(変更)届出書
- (10) 条例に基づく次に掲げる届出事項の受理、調査及び指導に関すること。
 - ア 水素ガスを充てんする気球の設置届出書
 - イ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書
 - ウ 煙火の打ち上げ(仕掛け)届出書
 - エ 催物開催届出書
 - オ 水道断水(減水)届出書
 - カ 道路工事届出書
 - キ 露店等の開設届出書
- (11) 訓令に基づく次の届出事項の受理、調査及び指導に関すること(次号から第14号までに掲げる事務に限る)。
 - ア 消防訓練実施届出書
 - イ 防火対象物等の名称等・管理権原者の氏名等変更届出書
- (12) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び共同住宅の消防訓練に関すること。
- (13) 町会、自主防災組織等の訓練、防火指導等に関すること。
- (14) 一般住宅の防火指導に関すること。
- (15) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (16) 火災防ぎよの研究及び訓練に関すること。
- (17) 救急業務に関すること。
- (18) 救急用機械器具の保守管理に関すること。
- (19) 救急応急処置の指導に関すること。
- (20) 救急技術の研究及び訓練に関すること。
- (21) その他出張所の庶務に関すること。

4. 所属・階級別職員配置状況

(令和5年4月1日)

所属	階級	正	監	司	司	司	士	副	消	そ	合
		監		令	令	令	長	士	防	他	
条例定数											210
消防本部	消防長	1									1
	参事・次長・副参事		2	1							3
	市長部局出向						1				1
	消防総務課				3	4	1				8
	予防課			1	3	4	4	(1)			12
	警防課			1	4	4	5	(3)	1	1	1
	小計	1	2	3	10	12	11	(4)	1	1	42
消防署	中央消防署			1	13	13	23	(3)		16	66
	谷津出張所				1	8	8			5	22
	秋津出張所				1	7	9			5	22
	東消防署			1	6	9	14		1	7	38
	藤崎出張所				1	9	8			4	22
	小計			2	22	46	62	(3)	1	37	170
	合計	1	2	5	32	58	73	(7)	2	38	212

※()内の数字は再任用職員数

5. 年齢・階級別職員数

(令和5年4月1日)

年齢	階級	正	監	司	司	司	士	副	消	そ	合
		監		令	令	令	長	士	防	他	
18~19									5		5
20~24									23		23
25~29							29		10		39
30~34						7	15	2			24
35~39					1	19	9				29
40~44					6	10	4				20
45~49					12	16	4				32
50~54				3	11	5	3			1	23
55~59		1	2	2	2	1	2				10
60歳以上							7	(7)			7
計		1	2	5	32	58	73	(7)	2	38	212

※()内の数字は再任用職員数

平均 37.8 歳

6. 消防職員勤続年数・階級別職員数

(令和5年4月1日)

勤続年数	階級	正	監	司	司	司	士	副	消	そ	合
		監		令	令	令	長	士	防	他	
0~4							14	(7)	32		46
5~9						1	25		1	6	33
10~14						14	20		1		35
15~19					4	20	4				28
20~24					1	5	1				7
25~29				2	16	9	5				32
30~34			1	1	10	9	3			1	25
35以上		1	1	2	1		1				6
計		1	2	5	32	58	73	(7)	2	38	212

※()内の数字は再任用職員数

平均 15年 4ヶ月

7. 職員入校研修等状況

(令和5年4月1日)

区分	階級別	監					司令				司令補				士長				消防士												
		30年度	2019年度	2年度	3年度	4年度	30年度	2019年度	2年度	3年度	4年度	30年度	2019年度	2年度	3年度	4年度	30年度	2019年度	2年度	3年度	4年度	30年度	2019年度	2年度	3年度	4年度					
	消防大学校(上級幹部科)			1																											
	消防大学校(幹部科)						1	1	1																						
	消防大学校(専科)							1	1																						
	県消防学校(初任科)																														
	県消防学校(専科)							1	1																						
	救急救命研修所																														
	計			1			1	2	3	1	1	1	7	6	5	6	4	6	5	6	6	1	5	6	6	12	13	4	4	6	9

8. 所属・階級別団員配置状況

(令和5年4月1日)

所属	階級						
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
定数	1	8	16	8	48	111	192
団本部	1	8	4				13
第1分団			1	1	6	13	21
第2分団			1	1	6	13	21
第3分団			1	1	6	9	17
第4分団			1	1	6	2	10
第5分団			1	1	6	8	16
第6分団			1	1	6	6	14
第7分団			1	1	6	11	19
第8分団			1	1	6	11	19
計	1	8	12	8	48	73	150

9. 年齢・階級別団員数

(令和5年4月1日)

年齢	階級						
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
18～24						10	10
25～29					3	9	12
30～34					6	10	16
35～39			1	3	7	4	15
40～44			3	2	14	10	29
45～49		3	3	2	6	9	23
50～54		3	4	1	9	6	23
55～59	1	2			1	11	15
60以上			1		2	4	7
計	1	8	12	8	48	73	150
						平均	42.6 歳

10. 勤続年数・階級別団員数

(令和5年4月1日)

勤続年数	階級						
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
0～4					1	28	29
5～9				1	9	16	26
10～14			1	2	20	7	30
15～19		1	5	4	11	8	29
20～24	1	3	3	1	3	7	18
25～29		3	2		3	4	12
30～		1	1		1	3	6
計	1	8	12	8	48	73	150
						平均	13年 6ヶ月

1 1. 消防音楽隊

目的

音楽を通じて市民との融和を図るとともに消防広報の効果を高め、あわせて消防の士気の高揚と情操の育成に寄与する。

結成

昭和41年4月1日（隊員26名）

隊員数

21名（令和5年4月1日）

音楽隊員の推移

年別 階級	2019年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
消防司令長	0	0	0	0	0
消防司令	2	2	2	3	4
消防司令補	8	7	8	7	7
消防士長	6	6	7	9	8
消防副士長	0	0	0	0	1
消防士	6	6	3	1	0
消防団	1	1	1	1	1
計	23	22	21	21	21

編成

フルート	2人	Aサクソ	2人	トランペット	3人
クラリネット	4人	Tサクソ	1人	トロンボーン	2人
ファゴット	1人	Bサクソ	1人	チューバ	1人
ホルン	1人	ユーフォニウム	0人	パーカッション	3人

演奏行事（令和4年度実績）

1月	消防出初式
----	-------

練習記録（令和4年度実績）

月別 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
練習回数	0	3	3	2	0	0	3	4	4	1	0	0	20

予

防

1. 防火対象物関係

消防法により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等は防火対象物として、その用途や面積によって自動火災報知設備などの消防用設備等の設置及び維持管理、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施などについて規定が設けられています。

(1) コミュニティブロック別防火対象物数

(令和5年3月31日)

コミュニティブロック別 区分		谷	向	袖	袖	津	鷺	藤	大	花	新	東	実	秋	香	計
		津	山	ヶ	ヶ	田	沼	崎	久	咲	栄	習	花	津	澄	
1	イ. 劇場・映画館・演芸場・観覧場											1		2		3
	ロ. 公会堂・集会場	2	1	3	1	2	1	2	3	6	1	4	3	3	4	36
2	イ. キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等															
	ロ. 遊技場・ダンスホール								1	1				1		3
	ハ. 風俗営業店															
	ニ. カラオケボックス等					1										1
3	イ. 待合・料理店															
	ロ. 飲食店	2	3			7	3		1		1	3	4	4	1	29
4	百貨店・マーケット・その他物品販売店	6	6		2	10	3	3	11	3	8	7	9	5	6	79
5	イ. 旅館・ホテル・宿泊所		1			1										2
	ロ. 寄宿舍・下宿・共同住宅	238	135	93	4	300	235	197	242	155	146	92	101	85	50	2073
6	イ. 病院・診療所・助産所	5	2		2	9			3	4	2	4	1	2	1	35
	ロ. 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	1	6	1		1	3	4	2	2	5	2	1	5		33
	ハ. 老人デイサービスセンター・保育所等	6	5	1		10	2	3	9	3	4	5	3	7	1	59
	ニ. 幼稚園・特別支援学校	5				2		3	1	1	5		1			18
7	小学校・中学・高校・大学・各種学校	9	4	5	6	22	2	7	17	4	20	9	9	11	19	144
8	図書館・博物館・美術館															
9	イ. 蒸気浴場・熱気浴場								1							1
	ロ. イに掲げる以外の公衆浴場					1	1									2
10	車両の停車場・船舶・航空機の発着場					4			1	1	1					7
11	神社・寺院・教会	1	2			5	1	1	2	1	5	1	3			22
12	イ. 工場・作業場	2				4				1	13	1	90	77	12	200
	ロ. 映画・テレビスタジオ															
13	イ. 自動車車庫又は駐車場	23	4	1		14	2	2	16	2	6	3	10	3	5	91
	ロ. 飛行機又は回転翼航空機の格納庫															
14	倉庫	1	1			3	2	1	1	1	4		51	78	27	170
15	前各項に該当しない事業所	19	8	3	7	30	17	10	12	5	15	11	46	71	25	279
16	イ. 複合用途対象物 (1~4・5(イ)・6・9(イ))	54	25	5	5	83	27	11	88	21	49	12	12	11	2	405
	ロ. イ以外の複合用途対象物	18	17	1	1	20	7	7	9	4	8	4	4	5	2	107
17	重要文化財・重要民俗資料史跡等							1			1					2
18	アーケード															
合 計		392	220	113	28	529	306	252	420	215	294	159	348	370	155	3801

※政令別表第1の防火対象物((20)項を除く)が対象です。なお、(16)の2)項、(18)項、(19)項以外は棟単位とし、かつ(17)項、(18)項以外は延べ面積150㎡以上のものとなります。

(2) 業態別中高層防火対象物数

(令和5年3月31日)

区分(用途)	階数																計
	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16~20階	21階以上			
1	イ、劇場・映画館・演芸場・観覧場																
	ロ、公会堂・集会場																
2	イ、キャバレー・ナイトクラブ等																
	ロ、遊技場・ダンスホール																
	ハ、風俗営業店																
	ニ、カラオケボックス等						1										1
3	イ、待合・料理店																
	ロ、飲食店	1															1
4	百貨店・その他物品販売店	2	2			2											6
5	イ、旅館・ホテル・宿泊所				1												1
	ロ、寄宿舎・下宿・共同住宅	80	277	54	54	32	19	10	16	6	8	16	5	4	3	584	
6	イ、病院・診療所・助産所	1	1	3			1										6
	ロ、老人短期入所施設・養護老人ホーム等	6	2														8
	ハ、老人デイサービスセンター・保育所等																
	ニ、幼稚園・特別支援学校																
7	小学校・中学校・高校・大学・各種学校	26	7	1	2	3	4						2			45	
8	図書館・博物館・美術館																
9	イ、蒸気浴場・熱気浴場																
	ロ、イに掲げる以外の公衆浴場																
10	車両の停車場船舶・航空機の発着場	1															1
11	神社・寺院・教会	1															1
12	イ、工場・作業場	8	3	2	1		1										15
	ロ、映画・テレビスタジオ																
13	イ、自動車車庫又は駐車場	3	1		1												5
14	倉庫	15	8	5			1										29
15	前各項に該当しない事業所	18	9	1					1								29
16	イ、複合用途対象物 (1~4・5(イ)・6・9(イ))	60	31	20	11	6	3	1	2		1				1	136	
	ロ、イ以外の複合用途対象物	13	5		2		1									21	
合 計		235	346	86	72	44	30	11	19	6	9	16	5	6	4	889	

※火災等の災害が発生した時、はしご車による救出が必要となる場合がある、4階建て以上の防火対象物の数です。

(3) コミュニティブロック別中高層防火対象物数

(4階建て以上)

(令和5年3月31日)

階数 コミュニティブロック別	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	16~20階	21階以上	計
谷津	14	27	12	12	6	3	3	3		3	3		3	4	93
向山	20	33	4	10		4	1	9			4				85
袖ヶ浦西	3	75	2			1		1							82
袖ヶ浦東	2														2
津田沼	55	38	26	18	14	5	2	2	1	4		2	2		169
鷺沼・鷺沼台	9	4	4	1		2	1								21
藤崎	14	2	2	4	1			1	1		1		1		27
大久保・泉・本大久保	27	32	14	12	13	4	2		2	1	2	3			112
屋敷・花咲・本大久保	12	4	3	7	1	2		1		1					31
新栄・実籾	15	13		2	1	5		1	1						38
東習志野	9	5	9	2	1		2		1		5				34
実花	14	9	3	3	1										30
秋津・茜浜	20	64	5	1	5	2		1			1				99
香澄・芝園	21	40	2		1	2									66
計	235	346	86	72	44	30	11	19	6	9	16	5	6	4	889

(4) 防火対象物定期点検報告等の実施状況

(令和5年3月31日)

区	分	該当防火対象物数		点検報告済数		特例認定済数	
		第1号	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号
1	イ. 劇場・映画館・演芸場・観覧場	3		3			
	ロ. 公会堂・集会場	6		2		2	
2	イ. キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等						
	ロ. 遊技場・ダンスホール	1		1			
	ハ. 風俗営業店 ニ. カラオケボックス等	1		1			
3	イ. 待合・料理店						
	ロ. 飲食店		3		1		
4	百貨店・マーケット・その他物品販売店	15	1	16		2	
5	イ. 旅館・ホテル・宿泊所						
6	イ. 病院・診療所・助産所	4		7			
	ロ. 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	3	1	2	1		
	ハ. 老人デイサービスセンター・保育所等	2		2			
	ニ. 幼稚園・特別支援学校	3		1			
9	イ. 蒸気浴場・熱気浴場	1					
16	イ. 複合用途対象物(1~4・5(イ)・6・9(イ))	40	8	128	3	3	
合 計		79	13	163	5	7	

※1 防火対象物点検資格者に点検させ、毎年報告が必要な防火対象物数と、点検報告済数及び消防長の特例認定を受けた数。

2 第1号は収容人員が300人以上のため、点検報告が必要となるもの。

第2号は屋内階段が1箇所しかなく、避難上支障があるために点検報告が必要となるもの。

(5) 防火管理者を必要とする防火対象物数

(令和5年3月31日)

コミュニティブロック別 区分		谷	向	袖	袖	津	鷺	藤	大	花	新	東	実	秋	香	計
		津	山	ヶ	ヶ	田	沼	崎	久	咲	栄	習	花	津	澄	
				浦	浦	沼	・		保	・	・	志		・	・	
				西	東	沼	鷺		・	本	実	野	花	茜	芝	
						台	沼		大	本	粉		浜	園		
								崎	久	大						
									保	久						
									保	保						
1	イ. 劇場・映画館・演芸場・観覧場											1		2		3
	ロ. 公会堂・集会場	3	4	3	3	4	2	3	4	8	7	5	2	2	4	54
2	イ. キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等															
	ロ. 遊技場・ダンスホール									1				1		2
	ハ. 風俗営業店															
	ニ. カラオケボックス等					1										1
3	イ. 待合・料理店															
	ロ. 飲食店	1	2			7	3		1		1	3	3	4	1	26
4	百貨店・マーケット・その他物品販売店	6	5			6	1	2	8	2	6	4	8	2	5	55
5	イ. 旅館・ホテル・宿泊所		1													1
	ロ. 寄宿舎・下宿・共同住宅	53	26	6		68	12	23	51	19	21	19	17	3	45	363
6	イ. 病院・診療所・助産所	3	2		2	5			2	2	2	1			1	20
	ロ. 老人短期入所施設・養護老人ホーム等	1	6		1	1	3	4	4	2	4	1	1	4		32
	ハ. 老人デイサービスセンター・保育所等	5	4	1		4	2	3	4	2	1	3	1	4	1	35
	ニ. 幼稚園・特別支援学校	2				2		1	1	1	2		1			10
7	小学校・中学・高校・大学・各種学校	6	1	1	1	6	1	2	3	2	4	2	2	3	2	36
8	図書館・博物館・美術館															
9	イ. 蒸気浴場・熱気浴場								1							1
	ロ. イに掲げる以外の公衆浴場					1	1									2
10	車両の停車場・船舶・航空機の発着場					3										3
11	神社・寺院・教会	1	1			2	1		1	1	2	1	1			11
12	イ. 工場・作業場					2					4		14	22	7	49
	ロ. 映画・テレビスタジオ															
13	イ. 自動車車庫又は駐車場	1														1
	ロ. 飛行機又は回転翼航空機の格納庫															
14	倉庫												6	23	13	42
15	前各項に該当しない事業所	6	1	1	2	14	6	1	3	2	3	1	5	10	3	58
16	イ. 複合用途対象物 (1~4・5(イ)・6・9(イ))	39	12	1	3	64	12	6	57	14	29	8	5	10	2	262
	ロ. イ以外の複合用途対象物	4	1			2		2	1		2		1	3	2	18
17	重要文化財・重要民俗資料史跡等										1					1
18	アーケード															
合 計		131	66	13	12	192	44	47	141	56	89	49	67	93	86	1086

※ 利用者、お客、患者あるいは従業員などの収容人員が、不特定多数の者や災害弱者が利用する施設の場合は30人以上、その他の学校、工場、事務所などは50人以上となると、管理権原者が防火管理者を選任し、防火管理業務を行わなければなりません。

同一敷地内に複数の施設があり管理権原者が単一の場合、消防法施行令第2条を適用してひとつの防火対象物とみなすため、防火対象物数は1として計上しています。

2. 火災予防

(1) 建築物確認申請等事務処理状況

(令和5年3月31日)

区分		月別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
確認申請書	建築物	同意		5	9	15	6	14	8	10	7	4	8	5	9	100
		不同意														
		取下げ			1											1
計画変更	計画変更	同意		4		1	1	1	2	4	1	2	1	3	2	22
		不同意														
許可申請書	許可申請書	同意														
		不同意														
小計	小計	同意		9	9	16	7	15	10	14	8	6	9	8	11	122
		不同意														
		取下げ			1											1
計画通知				1					1	1	1					4
工作物(駐車施設)																
認定申請書				1											1	2
仮使用承認申請書																
建基法第93条第4項通知書				46	21	28	42	47	33	44	35	31	31	38	60	456
小計				47	22	28	42	47	34	45	36	31	31	38	61	462
合計				56	32	44	49	62	44	59	44	37	40	46	72	585

※ 建築物の新築、増改築、用途変更等を行なう場合、消防機関が防火の専門家として関係法令の防火に関する規定について審査し、建築の確認等を行う特定行政庁等に対し同意等をするものです。

(2) 防火対象物月別訓練届出状況

(令和5年3月31日)

内容		月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
防火対象物訓練				49	52	46	40	15	65	72	105	66	32	49	63	654
内容	消火訓練			47	54	50	39	13	67	72	114	68	31	48	60	663
	通報訓練			42	50	47	36	14	64	72	108	64	31	49	59	636
	避難訓練			49	54	52	38	15	72	75	113	69	33	51	62	683
	その他				1		1		1	2	3	1	1	1	1	12

3. 危険物

(1) コミュニティブロック別危険物・少量危険物施設状況 (令和5年3月31日)

種別	コミュニティブロック別														合計			
	谷津	向山	袖ヶ浦西	袖ヶ浦東	津田沼	鷺沼台	鷺沼	藤崎	大久保・泉	本大久保	屋敷・花咲	本大久保	新栄・実籾	東習志野		実花	秋津・茜浜	香澄・芝園
製造所																		
貯蔵所	屋内貯蔵所				4				1		4		24	13	9			55
	屋外タンク										1		7					8
	屋内タンク	1												1				2
	地下タンク		1			2	2	1	3		1		7	2	3			22
	簡易タンク																	
	移動タンク										1							1
	屋外貯蔵所													3				3
取扱所	給油取扱所	1	1					3	1	1		1	1	5	12	5		31
	販売取扱所									1			1	1				3
	移送取扱所																	
	一般取扱所					1	2	1	2		4		14	4	3			31
小計	2	2			7	7	3	8	1	11	2	61	32	20			156	
少量危険物貯蔵・取扱所	12	7	2	1	23	6	4	4		14	5	39	49	35			201	
合計	14	9	2	1	30	13	7	12	1	25	7	100	81	55			357	

(2) 危険物の施設別・類別状況

(令和5年3月31日)

種別	製造所	貯蔵所									取扱所					合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計		
合計		55	8	2	22		1	3	91	31	3		31	65	156	
指定数量の倍数	5倍以下		27	4	2	9		1	2	45	3			13	16	61
	5倍を越え10倍以下		15	2		6			1	24	6	1		12	19	43
	10倍を越え50倍以下		11	2		5				18	11	2		5	18	36
	50倍を越え100倍以下		1			1				2	2				2	4
	100倍を越え150倍以下		1			1				2				1	1	3
	150倍を越え200倍以下															
	200倍を越え1000倍以下										9				9	9
	1000倍を越える															
単独別	第1類(酸化性固体)		2						2							2
	第2類(可燃性固体)															
	第3類(自然発火性・禁水性物質)															
	第4類(引火性液体)		49	8	2	22		1	3	85	31	3		31	65	150
	第5類(自己反応性物質)		1							1						1
	第6類(酸化性液体)															
	混在															

※ 硫黄(第2類)、アルミニウム粉(第2類)、ガソリン(第4類)、灯油(第4類)、軽油(第4類)、アルコール(第4類)、過酸化水素(第6類)等は消防法で「危険物」として、その量や施設により貯蔵及び取扱方法について各種の規定を設け、安全を確保しています。

4. 予防査察実施状況

(令和4年度)

区 分	月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
1	イ. 劇場・映画館・演芸場・観覧場													
	ロ. 公会堂・集会場						1	1	2			1		5
2	イ. キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等													
	ロ. 遊技場・ダンスホール													
	ハ. 風俗営業店													
	ニ. カラオケボックス等													
3	イ. 待合・料理店													
	ロ. 飲食店							1	2	2	3		1	9
4	百貨店・マーケット・その他物品販売店	1			1			1	3	3	1	5	5	20
5	イ. 旅館・ホテル・宿泊所													
	ロ. 寄宿舎・下宿・共同住宅							3	11	1	1	4	20	40
6	イ. 病院・診療所・助産所									1				1
	ロ. 老人短期入所施設・養護老人ホーム等		1			6	1						2	10
	ハ. 老人デイサービスセンター・保育所等							3		4	2	1	2	12
	ニ. 幼稚園・特別支援学校			4										4
7	小学校・中学校・高校・大学・各種学校						1					1		2
8	図書館・博物館・美術館													
9	イ. 蒸気浴場・熱気浴場													
	ロ. イに掲げる以外の公衆浴場													
10	車両の停車場・船舶・航空機の発着場													
11	神社・寺院・教会													
12	イ. 工場・作業場		1	1										2
	ロ. 映画・テレビスタジオ													
13	イ. 自動車車庫又は駐車場		1							1				2
	ロ. 飛行機又は回転翼航空機の格納庫													
14	倉庫								1	2		2	2	7
15	前各項に該当しない事業所								2		1			3
16	イ. 複合用途対象物(1~4・5(イ)・6・9(イ))	3	3	3		1	3	3	2	3	4	2	2	29
	ロ. イ以外の複合用途対象物			2								1	1	4
17	重要文化財・重要民俗資料史跡等													
18	アーケード													
	計	4	6	10	1	7	6	12	24	16	12	17	35	150
危険物	危険物施設			15					9	2				26
	少量危険物及び指定可燃物貯蔵取扱施設			39					2	4				45
	計			54					11	6				71
合 計		4	6	64	1	7	6	12	35	22	12	17	35	221

5. 各種申請及び届出書等の受付件数

(令和4年度)

区	分	件数	区	分	件数
危険物・設置許可申請書	製造所		防火対象物使用開始(変更)届出書		214
	貯蔵所	3	火を使用する設備等の設置(変更)届出書		9
	取扱所		発電・変電・蓄電池設備設置(変更)届出書		31
危険物・変更許可申請書	製造所		ネオン管灯設備設置(変更)届出書		
	貯蔵所		火災とまぎらわしい行為の届出書		39
	取扱所	3	露店等の開設届出書		32
危険物・(設置)完成検査申請書	製造所		煙火の打上げ(仕掛け)届出書		
	貯蔵所	2	催物開催届出書		3
	取扱所		水道断水(減水)届出書		1
危険物・(変更)完成検査申請書	製造所		道路工事届出書		204
	貯蔵所		統括防火・防災管理者選任(解任)届出書		16
	取扱所	3	防火・防災管理者選任(解任)届出書		437
危険物・仮使用承認申請書	製造所		全体についての消防計画作成(変更)届書		13
	貯蔵所		消防計画作成(変更)届出書		475
	取扱所	2	自衛消防組織設置(変更)届出書		7
危険物・指定数量の倍数 変更届出書	製造所		名称等・管理権原者の氏名等変更届書		151
	貯蔵所	1	工事整備対象設備等着工届出書		170
	取扱所	5	消防用設備等設置届出書		531
危険物・廃止届出書	製造所		消防用設備等点検結果報告書		1,176
	貯蔵所	3	指定洞道等に通信ケーブル等を 敷設(変更)する届出書		
	取扱所	1			
危険物・完成検査前検査申請書		1	少量危険物等貯蔵取扱届出書		11
危険物仮貯蔵(仮取扱い)承認申請書		1	少量危険物等貯蔵取扱廃止届出書		5
危険物保安監督者選任・解任届出書		58	圧縮アセチレンガス等届出書		9
少量危険物等タンク検査申請書			防火対象物点検結果報告書		198
禁止行為解除承認申請書		19	工事中の消防計画届出書		4
小計		102	小計		3,736
			総計		3,838

6. 習志野市防災協会

◎協会の目的

本会は、習志野市内における事業所の管理権原者、防火管理者及び危険物取扱者の相互の親睦を図るとともに、防災知識の普及及び技術の向上に貢献し、各事業所の消防設備・施設の充実・災害対策の完璧を期し、もって事業の発展と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

◎協会のあらまし

昭和34年7月	習志野市危険物安全協会発足	会員	85名
昭和36年4月	千葉県危険物安全協会連合会に加入		
昭和60年4月	習志野市防災協会に名称を変更する。		
平成21年7月	発足50周年記念事業として、雲龍水を製作し、式典を開催する。		
令和元年7月	発足60周年記念事業として、式典を開催する。		

◎協会の年間行事

(事業内容)

- ・ 危険物取扱者試験受験者講習会の開催
- ・ 先進都市の視察及び危険物火災等の研究の実施
- ・ 事業所における防火研究会等に講師の派遣
- ・ 防火思想普及のためのポスター等の配布
- ・ 優良事業所、優良危険物取扱者、優良防火管理者の表彰
- ・ 防火DVD等を購入し、会員その他に無料で貸出し、防火思想の普及を図る。
- ・ 屋内消火栓による消火競技大会の開催
- ・ 防火図画を小学生から募集し、優秀作品を表彰するとともに、火災予防運動期間中に展示
- ・ 春季、秋季の火災予防運動における防火推進の協力
- ・ その他

◎ 会員の構成

- ・ 会員数 149事業所（令和5年4月1日現在）
- ・ 会員 危険物施設を有する事業所、防火管理者を必要とする事業所及び本協会に賛助し協力する事業所等
- ・ 役員構成
 - 顧問 1名
 - 会長 1名
 - 副会長 4名
 - 理事 若干名（内、1名は会計）
 - 監事 2名
- ・ 事務局を予防課に置く。

敬
言

防

1. 応援協定

(1) 相互応援協定

消防組織法第39条に基づき、相互応援協定を締結する。

消 防 相 互 応 援 協 定		
協 定 機 関	協 定 締 結 年 月 日	備 考
船橋市	昭和 34 年 1 月 29 日 平成 19 年 4 月 1 日	前協定廃止
千葉市	昭和 34 年 4 月 20 日	
八千代市	昭和 35 年 3 月 16 日 令和 3 年 1 月 26 日	前協定廃止
千 葉 県 広 域 消 防 相 互 応 援 協 定		
協 定 機 関	協 定 締 結 年 月 日	備 考
千葉県下の各市町村 一部事務組合	昭和 40 年 7 月 19 日 昭和 60 年 4 月 1 日 平成 4 年 4 月 1 日 平成 15 年 3 月 24 日 一部改正 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正	前協定廃止 前協定廃止
東 関 東 自 動 車 道 及 び 新 空 港 自 動 車 道 相 互 応 援 協 定		
協 定 機 関	協 定 締 結 年 月 日	備 考
千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 浦安市 四街道市 酒々井町 富里市 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 潮来市 鹿行広域事務組合	昭和 57 年 4 月 27 日 昭和 60 年 4 月 25 日 昭和 61 年 4 月 24 日 昭和 62 年 11 月 20 日 平成 5 年 4 月 27 日 平成 18 年 8 月 24 日 平成 25 年 4 月 10 日	前協定廃止 前協定廃止 前協定廃止 前協定廃止 前協定廃止 前協定廃止 前協定廃止

(2) 緊急消防援助隊

消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊に登録する。

登 録 車 両	登 録 年 月 日	備 考
習志野中央梯子1(特殊装備隊)	平成 21 年 3 月 31 日	登録継続中 40m 級梯子車
習志野中央救助1(救助隊)	平成 23 年 4 月 1 日	登録継続中 救助工作車Ⅲ型
拠点機能形成車(後方支援隊)	平成 26 年 4 月 1 日	登録継続中 拠点機能形成車
習志野藤崎救急1(救急隊)	平成 29 年 4 月 1 日	登録継続中 高規格救急車
習志野秋津化学1(消火隊)	平成 29 年 4 月 1 日	登録継続中 化学消防車Ⅱ型
習志野警防資材1(後方支援隊)	平成 30 年 4 月 1 日	登録継続中 資機材搬送車
習志野藤崎ホッパ1(消火隊)	令和 2 年 4 月 1 日	登録継続中 CD-I 型
習志野谷津ホッパ1(消火隊)	令和 3 年 4 月 1 日	登録継続中 CD-I 型
習志野警防輸送2(後方支援隊)	令和 3 年 4 月 1 日	登録継続中 支援車Ⅲ型

(3) 業務協定

協定機関	協定締結年月日	目的
千葉海上保安部	昭和57年10月1日	船舶火災等に千葉海上保安部と協力して円滑な消火活動を行うため。
千葉県下31消防本部 鉄道軌道15事業者 千葉県	平成21年3月31日	鉄道災害時に安全かつ迅速な消防活動と列車運行の早期復旧を図るため。
船橋市 八千代市 習志野市企業局 千葉西部生コンクリート協同組合	令和2年3月12日	大規模火災発生時に消防水利を確保するため。

2. 開発事業指導要綱に基づく協議状況及び消防水利設置状況

(1) 令和4年度開発協議状況

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
件数	4	0	3	2	6	7	4	5	4	1	4	3	43	15

(2) 過去5年消防水利設置状況

区分 \ 年度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
防火水槽等	14	23	13	10	7
消火栓	5	1	8	1	1
合計	19	22	20	11	8

3. 消防水利の廃止及び新設状況

(1) 令和4年度 廃止消火栓

公設		私設	
所在地	廃止数	所在地	廃止数
藤崎3丁目	1		
小計	1	小計	
合計 1			

(2) 令和4年度 廃止防火水槽

公設		私設	
所在地	廃止数	所在地	廃止数
		実籾2丁目	1
		東習志野4丁目	1
		谷津1丁目	1
		東習志野7丁目	1
		鷺沼5丁目	1
		茜浜1丁目	4
小計		小計	9
合計 9			

(3) 令和4年度 新設消火栓

公設		私設	
所在地	設置数	所在地	設置数
藤崎4丁目	1		
小計	1	小計	
合計 1			

(4) 令和4年度 新設防火水槽等

公設		私設	
所在地	設置数	所在地	設置数
谷津1丁目	1	茜浜3丁目	1
		実籾2丁目	1
		東習志野7丁目	1
		芝園2丁目	2
		大久保2丁目	1
小計	1	小計	6
合計 7			

4. コミュニティ別水利状況

(令和5年4月1日)

コミュニティ ブロック別	単位=㎡													合 計			
	谷	向	袖 ヶ 浦 西	袖 ヶ 浦 東	津 田 沼	鷺 沼 沼 台	藤 崎	大 久 保	本 大 久 保 敷 咲	実 新 栄	東 習 志 野	実 花	茜 秋 津		芝 香 園 澄		
防火水槽	20未満	2	1			4		1	2	1	2						13
	20~40										2						2
	40~60	13	16	4	6	15	15	12	22	18	22	11	8	18	13		193
	60~100	1	1			2	7	5		5		1					22
	100以上						1										1
小計	16	18	4	6	21	23	18	24	24	26	12	8	18	13		231	
私設	20未満																0
	20~40					2				1		5				8	
	40~60	53	17	3	1	59	14	14	38	17	23	30	49	110	44	472	
	60~100	5				1					2	1	14	4		27	
	100以上										1	1	3			5	
小計	58	17	3	1	62	14	14	38	17	27	32	71	114	44		512	
合計	74	35	7	7	83	37	32	62	41	53	44	79	132	57		743	
消火栓	公設	168	98	21	49	142	172	102	99	105	90	52	136	117		1,410	
	私設		3			1		1	1				4	1		11	
	合計	168	101	21	49	143	172	103	100	105	90	52	140	118		1,421	
その他(プール等)	2				1			2				2	4	2		13	
総合計	244	136	28	56	227	209	135	164	146	143	103	133	276	177		2,177	

5. 消防用車両一覧表

(令和5年4月1日)

消防総務課 予防課 本部	車種	車両番号	車		排気量	社名	機			型式	車両総重量	登録年月日
			種	量			長さ	幅	高さ			
予防課	連絡車	502ち5666	トヨタ	1.98	トヨタレンタリースキズ	トヨタレンタリースキズ	4.69	1.69	1.82		1,955	R2. 2. 12
	予防車	830す2712	ニッサン	1.49			4.41	1.69	1.72		1,505	H27. 12. 22
	査察車	480こ2138	ダイハツ	0.65	トヨタレンタリースキズ	トヨタレンタリースキズ	3.39	1.47	1.87		1,390	R2. 10. 1
	警防車	830さ2510	トヨタ	1.98			4.59	1.69	2.01		2,060	H25. 10. 30
	支援車(資機材搬送車)	830さ1811	いすゞ	4.77			6.04	1.90	2.70		6,585	H18. 11. 29
	支援車(拠点機能形成車)	800は988	いすゞ	9.83	ヨコハマモーターセールス	ヨコハマモーターセールス	11.97	2.49	3.58		19,980	H26. 3. 18
	講習車	400つ9789	トヨタ	1.99	トヨタレンタリースキズ	トヨタレンタリースキズ	4.69	1.69	1.98		3,105	R2. 3. 25
	支援車(Ⅲ型)	830て2011	ニッサン	4.47		平和機械	7.09	2.11	2.75	支援Ⅲ型	5,020	R2. 11. 25
	救急自動車(非常用)	830ひ9999	トヨタ	2.69			5.63	1.89	2.50	高規格	3,265	H20. 2. 5
	指揮車	830ほ2001	トヨタ	2.69		平和機械	5.40	1.88	2.45		2,875	R2. 1. 9
中央消防署	普通ポンプ自動車	830さ2601	日野	4.00		モリタ	5.77	1.92	2.79	A-2	6,575	H26. 1. 24
	水槽付ポンプ自動車	830さ2102	日野	6.40		野口ポンプ	6.90	2.21	2.76	A-2	9,260	H21. 2. 26
	救助工作車	830さ2302	日野	6.40		モリタ	8.32	2.30	3.14		11,810	H23. 2. 7
	梯子付消防自動車	830さ2011	日野	8.86		モリタ	11.24	2.49	3.50	40m級	20,060	H20. 11. 11
	高規格救急自動車	830さ2208	トヨタ	2.69			5.66	1.89	2.49	高規格	3,275	R4. 8. 23
	救急自動車(予備車)	830さ2401	トヨタ	2.69			5.62	1.89	2.52	高規格	3,195	H24. 1. 13
	普通ポンプ自動車	830た2101	日野	4.00		モリタ	5.77	1.92	3.00	A-2	6,935	R3. 1. 13
	高規格救急自動車	830さ1808	トヨタ	2.69			5.65	1.89	2.49	高規格	3,235	H30. 8. 31
	化学消防ポンプ自動車	830さ2812	日野	6.40		モリタ	7.17	2.33	3.02	A-2	11,785	H28. 12. 9
	高規格救急自動車	830そ3002	ニッサン	3.49			5.64	1.90	2.48	高規格	3,345	H30. 2. 23
秋津出張所	普通ポンプ自動車(非常用)	830さ1703	日野	4.00		野口ポンプ	5.63	1.88	2.60	A-2	4,855	H17. 3. 7
	普通ポンプ自動車	830ぬ2002	日野	4.00		モリタ	5.77	1.92	3.00	A-2	6,935	R2. 2. 12
	高規格救急自動車	830さ2902	ニッサン	3.49			5.64	1.90	2.46	高規格	3,335	H29. 2. 21
	化学消防ポンプ自動車	830せ1802	日野	5.12		モリタ	7.19	2.33	3.17	A-2	12,155	H30. 2. 8
	普通ポンプ自動車	830さ2403	日野	4.00		野口ポンプ	5.73	1.96	2.69	A-2	5,365	H24. 3. 1
	救助工作車	830さ2802	日野	6.40		平和機械	7.77	2.30	3.34		11,865	H28. 2. 3
	梯子付消防自動車	800は331	日野	20.78		モリタ	10.65	2.49	3.70	30m級	20,910	H15. 2. 28
	高規格救急自動車	830さ1910	トヨタ	2.69			5.65	1.89	2.49	高規格	3,235	H31. 1. 10
	指令車	800さ8127	ニッサン	1.99			4.69	1.69	2.17		3,145	H15. 9. 22
	普通ポンプ自動車	830さ1801	日野	4.00		野口ポンプ	5.20	1.90	2.38	A-2	4,440	H18. 11. 20
1分団	普通ポンプ自動車	830さ1702	日野	4.00		野口ポンプ	5.20	1.88	2.40	A-2	4,440	H17. 11. 8
	普通ポンプ自動車	830さ2303	日野	4.00		野口ポンプ	5.30	1.88	2.50	A-2	4,575	H23. 11. 24
	普通ポンプ自動車	830さ1604	日野	4.00		モリタ	5.25	1.88	2.50	A-2	4,370	H16. 11. 18
	救助用資機材搭載消防ポンプ自動車	830ね2005	いすゞ	2.99		モリタ	5.55	1.90	2.45	A-2	4,840	R2. 2. 10
	普通ポンプ自動車	830さ2306	日野	4.00		野口ポンプ	5.30	1.88	2.47	A-2	4,475	H23. 1. 14
	普通ポンプ自動車	830さ2707	日野	4.00		ナカムラ消防化学	5.19	1.89	2.47	A-2	4,600	H27. 12. 15
	普通ポンプ自動車	830す2408	日野	4.00		野口ポンプ	5.30	1.88	2.50	A-2	4,575	H24. 11. 20
	普通ポンプ自動車	800さ1028	三菱	5.24		モリタ	5.33	1.88	2.48	A-2	4,360	H11. 10. 8

6. 通信施設

消防通信は消防活動の中核的役割を持っており、その業務の迅速かつ正確な運営を期するため、平素より通信網の整備、充実に努めております。本市の通信施設の機器構成及び機能概要は次のとおりです。

(1) ちば北西部消防指令センター

本市では、令和3年1月26日から、松戸市、市川市、柏市、浦安市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、我孫子市、八千代市、習志野市から構成される松戸市ほか9市消防指令事務協議会により設置された、ちば北西部消防指令センターで119番の受付、出場指令、無線統制等を行っており、最新鋭のコンピューター及びデータ通信技術を活用した施設となっています。また、災害地点の把握、出場部隊の編成、出場指令から支援情報を提供するなど、消防部隊の合理的かつ効果的な運用を行っており、施設の状況は(8)指令システム機器一覧のとおりです。

(2) 千葉県防災行政無線

昭和58年4月1日、消防本部に無線局を設置。災害対策にかかる事務に関し、千葉県等との伝達手段を確保する。

(3) 習志野市防災行政無線装置(遠隔装置)

平成7年3月、市民に対する災害発生時の情報提供、広報等のための遠隔装置を設置する。

平成15年3月、防災用行政無線装置に付随する市内光化学スモッグ放送用機器設置。

(4) 千葉県防災情報システム

平成19年3月、千葉県総合防災情報システムから千葉県防災情報システムに切替え、運用を開始する。

(5) 消防救急デジタル無線

平成25年4月、消防救急無線をデジタル化し、運用を開始する。

(6) 署活動系無線機

令和元年9月、署活動系無線機を導入し、運用を開始する。

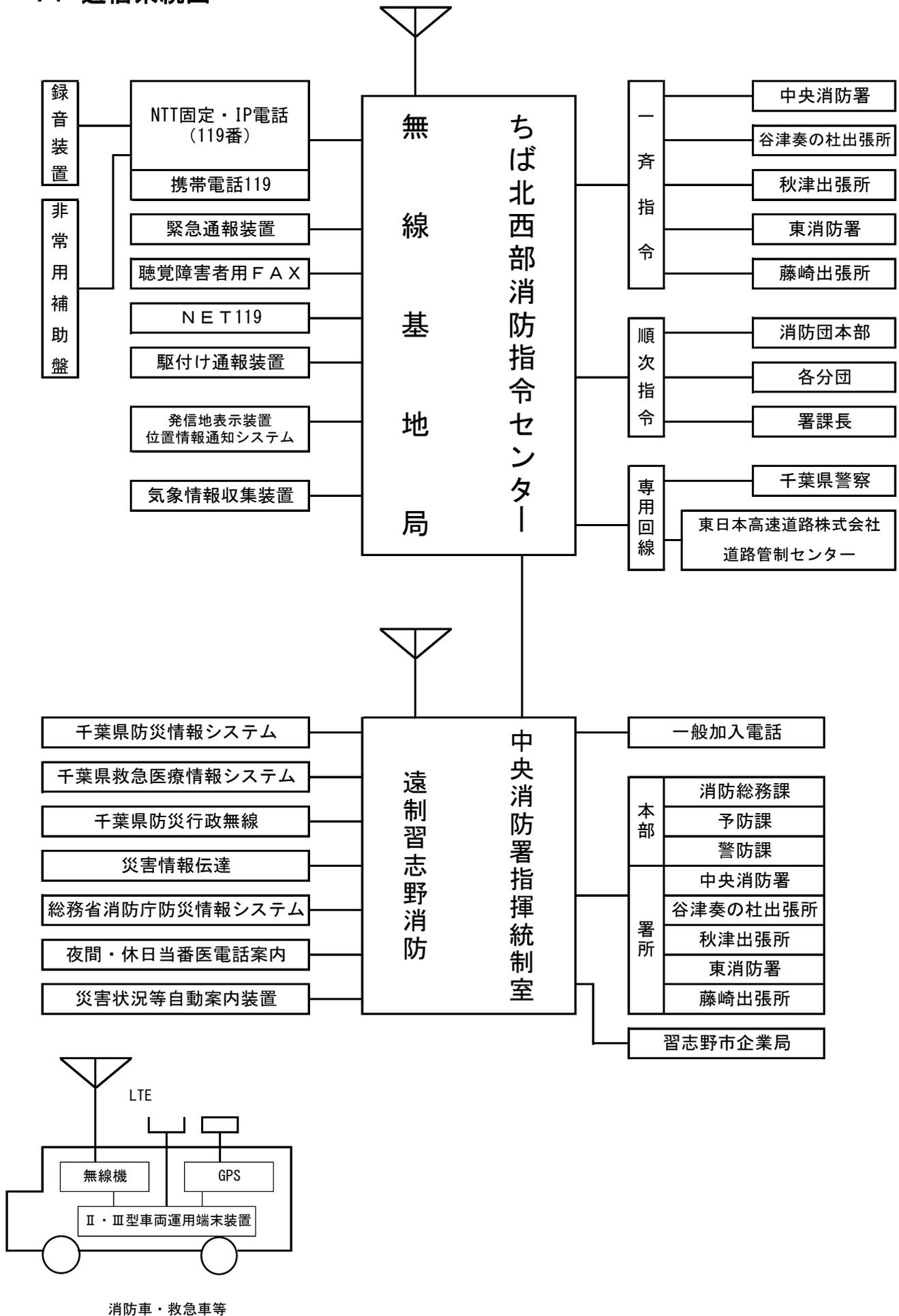
(7) NET119緊急通報システム

令和3年1月26日、聴覚、発話に障がいがある方が利用する通報システムの運用を開始する。

(8) 指令システム機器一覧

項	装置名	数量
1	指令装置	
	署所端末装置	6式 蓄電池内蔵
	データ指令端末	1式 21.5型ディスプレイ
2	指令伝送装置	
	指令情報出力装置	6台
	指令書端末	6式 21.5型ディスプレイ
3	気象情報収集装置	1式
4	出動車両運用管理装置	
	車両運用端末装置Ⅲ型	20台 12型タッチパネル
	車両運用端末装置Ⅱ型	3台 8型タッチパネル
	車外設定端末装置	22台
5	災害状況自動案内装置	1台
6	電源設備	
	本部用無停電電源装置	1台
	署所用無停電電源装置	5台
7	避雷設備	
	高速電源避雷器	5台
	高速回線避雷器	5台
8	駆込み通報装置	
	駆込み通報装置	5台
	通報時フラッシュ表示	5式
9	災害情報表示板	1式
10	署所用出場表示板	5式
11	事案件数表示板	1式
12	情報共有システム	
	メンテナンス用端末	2式
	端末	5式
13	消防OAシステム	
	サーバ	1式
	メンテ用デスクトップ型端末	3台
	デスクトップ型端末	14台
	ノート型端末	7台
	防火対象物管理システム	1式
	危険物施設管理システム	1式
	災害事案管理システム	1式
	救急事案管理システム	1式
	救急モバイルゲートウェイ	1式
	救急モバイル端末	6台
	消防水利管理システム	1式
14	IP告知放送設備	
	送信設備	1式
	受信機	5台
15	市ホームページ連携GW装置	1式
16	住民基本台帳取込GW	1式
17	ウイルス対策サーバ	1式
18	情報検索用PC	1式

7. 通信系統図



8. 消防無線機の配置状況

(1) デジタル無線機

No.	区 分	識別信号	無線局の型式	無線局種別	整備年月	
1	消防本部	人員輸送車	習志野警防輸送1	車載型	移動局	H24.12
2		人員輸送車	習志野警防輸送2	車載型	移動局	H24.12
3		資機材搬送車	習志野警防資材1	車載型	移動局	H24.12
4		習志野警防輸送1	習志野警防101	携帯型	移動局	H24.12
5		サバ一室	習志野予防1	車載型	移動局	H24.12
6	中央消防署	指揮統制室	習志野消防1	固定移動局	移動局	H24.12
7		指揮統制室	習志野2	可搬型	移動局	H24.12
8		指揮統制室	習志野101	携帯型	移動局	H24.12
9		指揮統制室	習志野102	携帯型	移動局	H24.12
10		指揮統制室	習志野103	携帯型	移動局	H24.12
11		指揮統制室	習志野中央102	携帯型	移動局	H24.12
12		指揮統制室	習志野東101	携帯型	移動局	H24.12
13		指揮車	習志野指揮1	車載型	移動局	H24.12
14		習志野指揮1	習志野1	可搬型	移動局	H24.12
15		習志野指揮1	習志野中央情報1	携帯型	移動局	H24.12
16		救急自動車	習志野中央救急1	車載型	移動局	H24.12
17		救急自動車(予備車)	習志野中央救急2	車載型	移動局	H24.12
18		消防ポンプ自動車	習志野中央ポンプ1	車載型	移動局	H24.12
19		水槽付消防ポンプ自動車	習志野中央水槽1	車載型	移動局	H24.12
20		救助工作車	習志野中央救助1	車載型	移動局	H24.12
21		梯子付消防自動車	習志野中央梯子1	車載型	移動局	H24.12
22		習志野中央水槽1	習志野中央101	携帯型	移動局	H24.12
23		習志野中央ポンプ1	習志野中央103	携帯型	移動局	H24.12
24		習志野中央救助1	習志野中央104	携帯型	移動局	H24.12
25		習志野中央梯子1	習志野中央105	携帯型	移動局	H24.12
26		習志野中央救急2	習志野中央106	携帯型	移動局	H24.12
27	習志野中央救急1	習志野中央107	携帯型	移動局	H24.12	
28	谷津奏の杜出張所	救急自動車	習志野谷津救急1	車載型	移動局	H24.12
29		消防ポンプ自動車	習志野谷津ポンプ1	車載型	移動局	H24.12
30		習志野谷津ポンプ1	習志野谷津101	携帯型	移動局	H24.12
31	習志野谷津救急1	習志野谷津102	携帯型	移動局	H24.12	
32	秋津出張所	救急自動車	習志野秋津救急1	車載型	移動局	H24.12
33		化学消防ポンプ自動車	習志野秋津化学1	車載型	移動局	H24.12
34		消防ポンプ自動車(非常用)	習志野ポンプ1	車載型	移動局	H24.12
35		拠点機能形成車	習志野支援1	車載型	移動局	H26.1
36		習志野秋津化学1	習志野秋津101	携帯型	移動局	H24.12
37	習志野秋津救急1	習志野秋津102	携帯型	移動局	H24.12	

No.	区 分		識別信号	無線局の型式	無線局種別	整備年月
38	東消防署	救 急 自 動 車	習志野東救急1	車載型	移動局	H24.12
39		化学消防ポンプ自動車	習志野東化学1	車載型	移動局	H24.12
40		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野東ポンプ1	車載型	移動局	H24.12
41		救 助 工 作 車	習志野東救助1	車載型	移動局	H24.12
42		梯 子 付 消 防 自 動 車	習志野東梯子1	車載型	移動局	H24.12
43		指 令 車	習志野東指令1	車載型	移動局	H24.12
44		習 志 野 東 化 学 1	習志野東情報1	携帯型	移動局	H24.12
45		習 志 野 東 救 急 1	習志野東102	携帯型	移動局	H24.12
46		習 志 野 東 ポ ン プ 1	習志野東103	携帯型	移動局	H24.12
47		習 志 野 東 梯 子 1	習志野東104	携帯型	移動局	H24.12
48		習 志 野 東 救 助 1	習志野東105	携帯型	移動局	H24.12
49		習 志 野 東 指 令 1	習志野東106	携帯型	移動局	H24.12
50		藤崎出張所	救 急 自 動 車	習志野藤崎救急1	車載型	移動局
51	消 防 ポ ン プ 自 動 車		習志野藤崎ポンプ1	車載型	移動局	H24.12
52	習 志 野 藤 崎 ポ ン プ 1		習志野藤崎101	携帯型	移動局	H24.12
53	習 志 野 藤 崎 救 急 1		習志野藤崎102	携帯型	移動局	H24.12
54	消防団	消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野1分団1	車載型	移動局	H24.12
55		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野2分団1	車載型	移動局	H24.12
56		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野3分団1	車載型	移動局	H24.12
57		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野4分団1	車載型	移動局	H24.12
58		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野5分団1	車載型	移動局	H24.12
59		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野6分団1	車載型	移動局	H24.12
60		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野7分団1	車載型	移動局	H24.12
61		消 防 ポ ン プ 自 動 車	習志野8分団1	車載型	移動局	H24.12

(2) アナログ無線機

No.	区 分		呼 出 名 称	無線局の型式	無線局種別	整備年月
1	秋津出張所	拠 点 機 能 形 成 車	ならしの支援101	携 帯	移動局	H26.3
2		拠 点 機 能 形 成 車	ならしの支援102	携 帯	移動局	H26.3

(3) 署活動系無線機

No.	区 分	識別信号	無線局の型式	無線局種別	整備年月	
1	中央消防署	指 揮 統 制 室	習消901	携帯型	移動局	R1.9
2		指 揮 統 制 室	習消902	携帯型	移動局	R1.9
3		指 揮 統 制 室	習消903	携帯型	移動局	R1.9
4		指 揮 車	中央201	携帯型	移動局	R1.9
5		指 揮 車	中央202	携帯型	移動局	R1.9
6		指 揮 車	中央203	携帯型	移動局	R1.9
7		消 防 ポ ン プ 自 動 車	中央211	携帯型	移動局	R1.9
8		消 防 ポ ン プ 自 動 車	中央212	携帯型	移動局	R1.9
9		消 防 ポ ン プ 自 動 車	中央213	携帯型	移動局	R1.9
10		水槽付消防ポンプ自動車	中央221	携帯型	移動局	R1.9
11		水槽付消防ポンプ自動車	中央222	携帯型	移動局	R1.9
12		水槽付消防ポンプ自動車	中央223	携帯型	移動局	R1.9
13		水槽付消防ポンプ自動車	中央224	携帯型	移動局	R1.9
14		救 助 工 作 車	中央231	携帯型	移動局	R1.9
15		救 助 工 作 車	中央232	携帯型	移動局	R1.9
16		梯 子 付 消 防 自 動 車	中央241	携帯型	移動局	R1.9
17		梯 子 付 消 防 自 動 車	中央242	携帯型	移動局	R1.9
18		救 急 自 動 車	中央291	携帯型	移動局	R1.9
19		救 急 自 動 車	中央292	携帯型	移動局	R1.9
20	谷津奏の杜出張所	消 防 ポ ン プ 自 動 車	谷津611	携帯型	移動局	R1.9
21		消 防 ポ ン プ 自 動 車	谷津612	携帯型	移動局	R1.9
22		消 防 ポ ン プ 自 動 車	谷津613	携帯型	移動局	R1.9
23		消 防 ポ ン プ 自 動 車	谷津614	携帯型	移動局	R1.9
24		救 急 自 動 車	谷津691	携帯型	移動局	R1.9
25	秋津出張所	化学消防ポンプ自動車	秋津511	携帯型	移動局	R1.9
26		化学消防ポンプ自動車	秋津512	携帯型	移動局	R1.9
27		化学消防ポンプ自動車	秋津513	携帯型	移動局	R1.9
28		化学消防ポンプ自動車	秋津514	携帯型	移動局	R1.9
29		救 急 自 動 車	秋津591	携帯型	移動局	R1.9
30	東消防署	化 学 消 防 自 動 車	東811	携帯型	移動局	R1.9
31		化 学 消 防 自 動 車	東812	携帯型	移動局	R1.9
32		化 学 消 防 自 動 車	東813	携帯型	移動局	R1.9
33		化 学 消 防 自 動 車	東814	携帯型	移動局	R1.9
34		消 防 ポ ン プ 自 動 車	東821	携帯型	移動局	R1.9
35		消 防 ポ ン プ 自 動 車	東822	携帯型	移動局	R1.9
36		救 助 工 作 車	東831	携帯型	移動局	R1.9
37		救 助 工 作 車	東832	携帯型	移動局	R1.9

No.	区 分	識別信号	無線局の型式	無線局種別	整備年月	
38	東消防署	梯子付消防自動車	東841	携帯型	移動局	R1.9
39		梯子付消防自動車	東842	携帯型	移動局	R1.9
40		救急自動車	東891	携帯型	移動局	R1.9
41	藤崎出張所	消防ポンプ自動車	藤崎711	携帯型	移動局	R1.9
42		消防ポンプ自動車	藤崎712	携帯型	移動局	R1.9
43		消防ポンプ自動車	藤崎713	携帯型	移動局	R1.9
44		消防ポンプ自動車	藤崎714	携帯型	移動局	R1.9
45		救急自動車	藤崎791	携帯型	移動局	R1.9

9. 1 1 9 番着信状況 ※ちば北西部消防指令センターにて着信 (令和4年中)

種別 月別	火災	救急	救助	災害	病院 問合せ	誤報	虚報	訓練 通報	その他	合計
1月	10	790	6	15	22	30	1	15	181	1,055
2月	7	706	12	3	31	25	0	16	164	948
3月	12	706	13	2	21	29	2	17	178	963
4月	2	655	5	6	22	36	0	8	137	863
5月	4	697	9	10	29	27	1	14	173	950
6月	3	739	10	5	19	38	1	16	208	1,023
7月	0	977	5	13	45	33	1	23	241	1,315
8月	4	846	6	16	35	39	0	4	157	1,103
9月	2	707	5	12	17	22	2	20	183	950
10月	4	739	3	7	25	25	2	38	199	1,004
11月	2	729	6	3	22	21	0	49	196	979
12月	13	935	8	14	45	29	3	28	206	1,253
合計	63	9,226	88	106	333	354	13	248	2,223	12,406

災害出場

火 災



習志野市の火災概要（令和4年）

1. 火災の状況

総出火件数は、36件で前年（25件）と比較すると11件増加しました。
火災種別毎で見ますと、建物火災が26件で14件増加、車両火災が3件で4件減少、その他の火災が7件で1件増加でした。また、最近10年間の平均火災件数の27件との比較では、9件上まわる結果となっています。

2. 出火率（人口1万人あたりの出火件数）

出火率は2.06件/万人で、全国2.8件/万人（令和4年中）、千葉県2.73件/万人（令和3年中）を下まわっており、最近10年間の数値をみても国、県の平均値を上まわることはなく、火災の少ない地域と言えます。

3. 火災による損害の状況

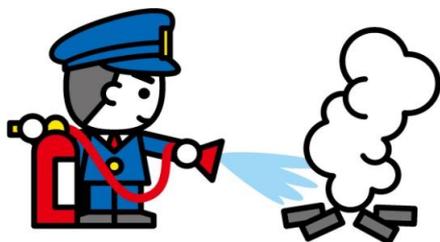
火災による損害見積は合計6,725万円で、前年（6,080万円）と比較すると645万円増加しました。
損害見積の大部分が建物火災によるもので、全体の約98%（6,618万円）を占めています。
建物火災をみますと、焼損総面積は610㎡で、前年（646㎡）から36㎡減少、建物火災損害見積は6,618万円で前年から622万円増加となっています。

4. 火災の原因

建物火災の原因で多いのは、「こんろ」、「放火及び放火疑い」、「たばこ」が5件、「配線器具」が4件、「電気機器」が3件となっています。
全国的にも火災の原因の常に上位に位置する原因が、本市においても上位に位置しています。

5. 火災による死傷者の状況

火災による死者は3人で前年（0人）と比較すると3人増加しました。負傷者は12人で前年（2人）と比較すると10人増加しました。

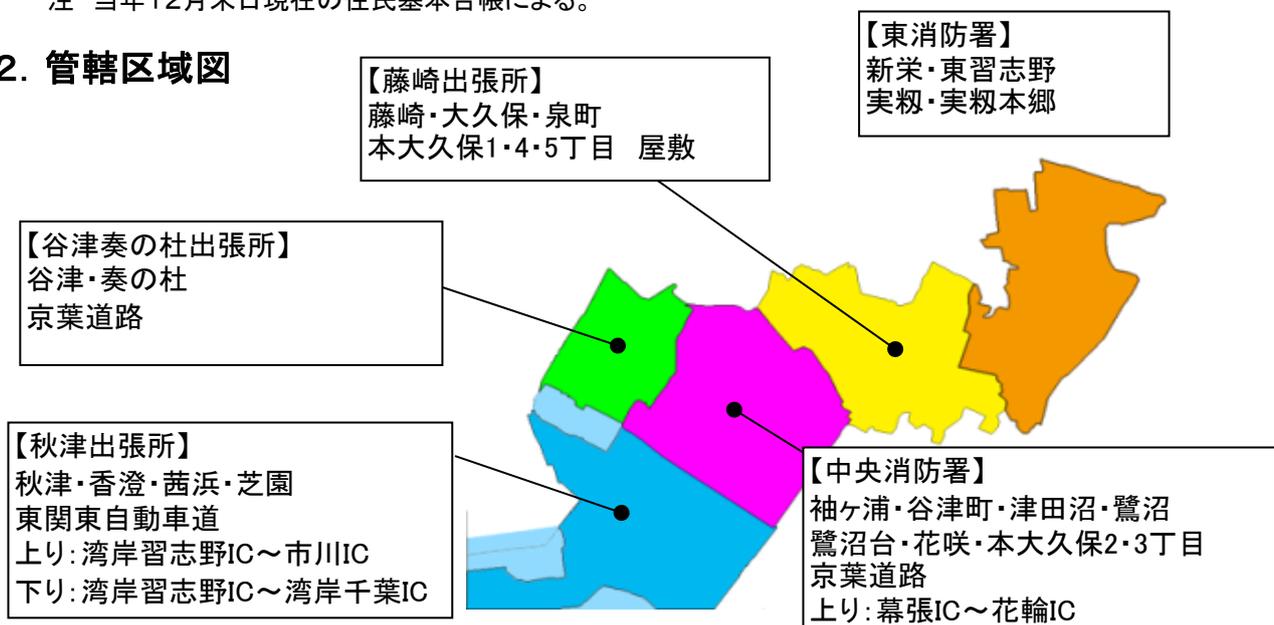


1. 令和4年中の火災の概要

区分		年別		
		令和3年	令和4年	前年との比較
火災の種別(件)	建物火災	12	26	14
	車両火災	7	3	▲ 4
	林野火災	0	0	0
	その他の火災	6	7	1
	計	25	36	11
損害見積(千円)	建物火災	59,960	66,188	6,228
	車両火災	840	1,066	226
	林野火災	0	0	0
	その他の火災		0	0
	計	60,800	67,254	6,454
焼損区分(棟)	全焼	7	5	▲ 2
	半焼	0	0	0
	部分焼	4	10	6
	ぼや	11	20	9
	計	22	35	13
焼損面積(建物)㎡		646	610	▲ 36
罹災世帯(世帯)		17	28	11
罹災人員(人)		33	58	25
死傷者(人)	死者	0	3	3
	負傷者	2	12	10
建物火災1件当たりの損害額(千円)		4,997	2,546	▲ 2,451
建物火災1件当たりの焼失面積(㎡)		54	23	▲ 31
月平均出火件数(件)		2.3	3.0	0.7
月平均損害額(千円)		5,067	5,605	538
出火率(人口1万人に対する火災件数)		1.42	2.06	0.64
罹災証明発行数(件)		67	41	▲ 26

注 当年12月末日現在の住民基本台帳による。

2. 管轄区域図

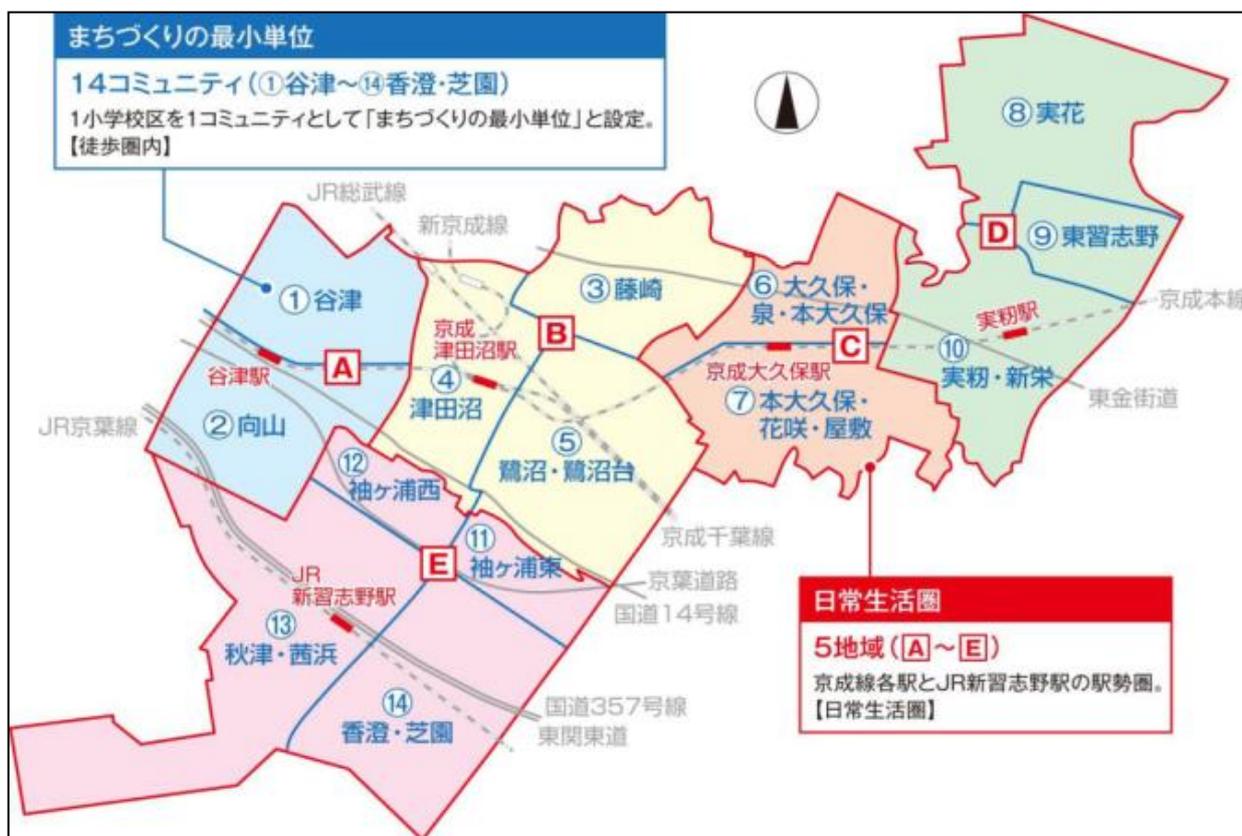


3. コミュニティ別火災件数

令和4年中

火災種別	① 谷津	② 向山	③ 藤崎	④ 津田沼	⑤ 鷺沼・鷺沼台	⑥ 本大久保	⑦ 大久保・泉・ 花咲・屋敷	⑧ 実花	⑨ 東習志野	⑩ 実籾本郷	⑪ 実籾・新栄	⑫ 袖ヶ浦東	⑬ 袖ヶ浦西	⑭ 秋津・茜浜	合計
建物火災	1	2	3	2	4	3	2	3	1	3	1	0	1	0	26
車両火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
その他火災	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	7
合計	1	3	6	3	4	4	2	3	1	4	2	0	3	0	36

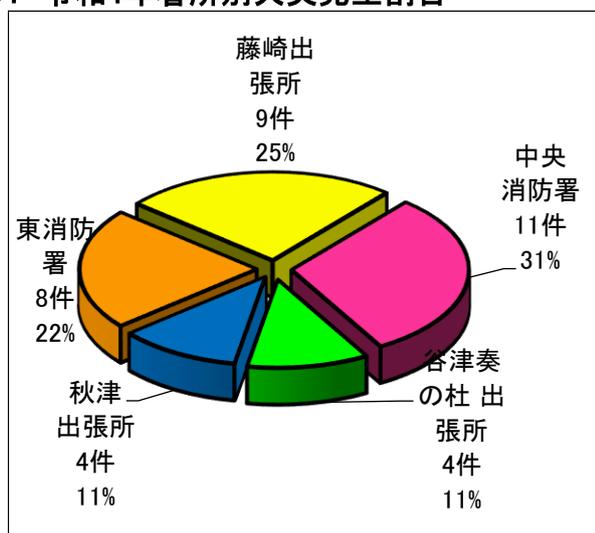
(習志野市コミュニティマップ)



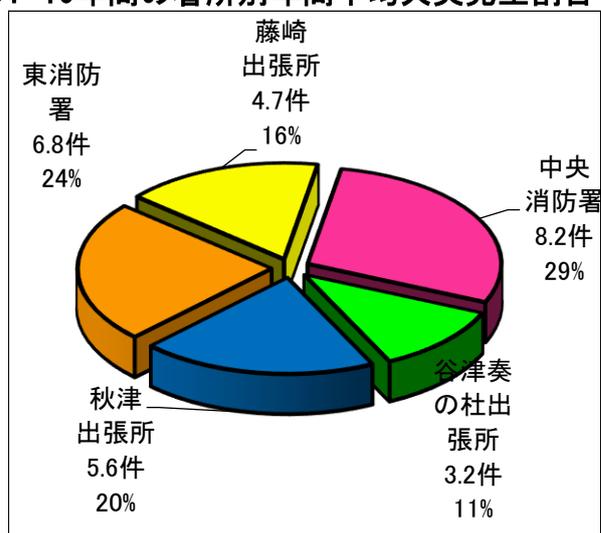
4. 署所別火災件数

(署所別)	(火災別)	(年別)										平均
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年	令和2年	令和3年	令和4年	
中央消防署	建物火災	5	5	1	2	6	4	7	5	5	9	4.9
	車両火災	1	0	0	3	1	1	4	0	0	1	1.1
	その他の火災	5	2	2	2	1	3	2	2	2	1	2.2
	計(A)	11	7	3	7	8	8	13	7	7	11	8.2
谷津奏の杜出張所	建物火災	1	5	2	4	2	1	2	1	1	3	2.2
	車両火災	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0.3
	その他の火災	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0.7
	計(B)	2	6	4	5	2	2	3	1	3	4	3.2
秋津出張所	建物火災	3	3	3	2	1	2	1	2	1	1	1.9
	車両火災	1	1	2	2	1	1	1	2	2	3	1.6
	その他の火災	5	4	1	2	0	0	3	3	3	0	2.1
	計(C)	9	8	6	6	2	3	5	7	6	4	5.6
東消防署	建物火災	8	4	3	3	7	5	3	2	5	6	4.6
	車両火災	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0.4
	その他の火災	4	4	1	0	1	0	4	1	1	2	1.8
	計(D)	13	8	4	4	8	5	7	3	8	8	6.8
藤崎出張所	建物火災	1	5	4	1	3	2	6	4	0	6	3.2
	車両火災	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.4
	その他の火災	1	0	4	1	2	0	0	0	0	3	1.1
	計(E)	3	6	9	2	5	2	6	4	1	9	4.7

5. 令和4年署所別火災発生割合

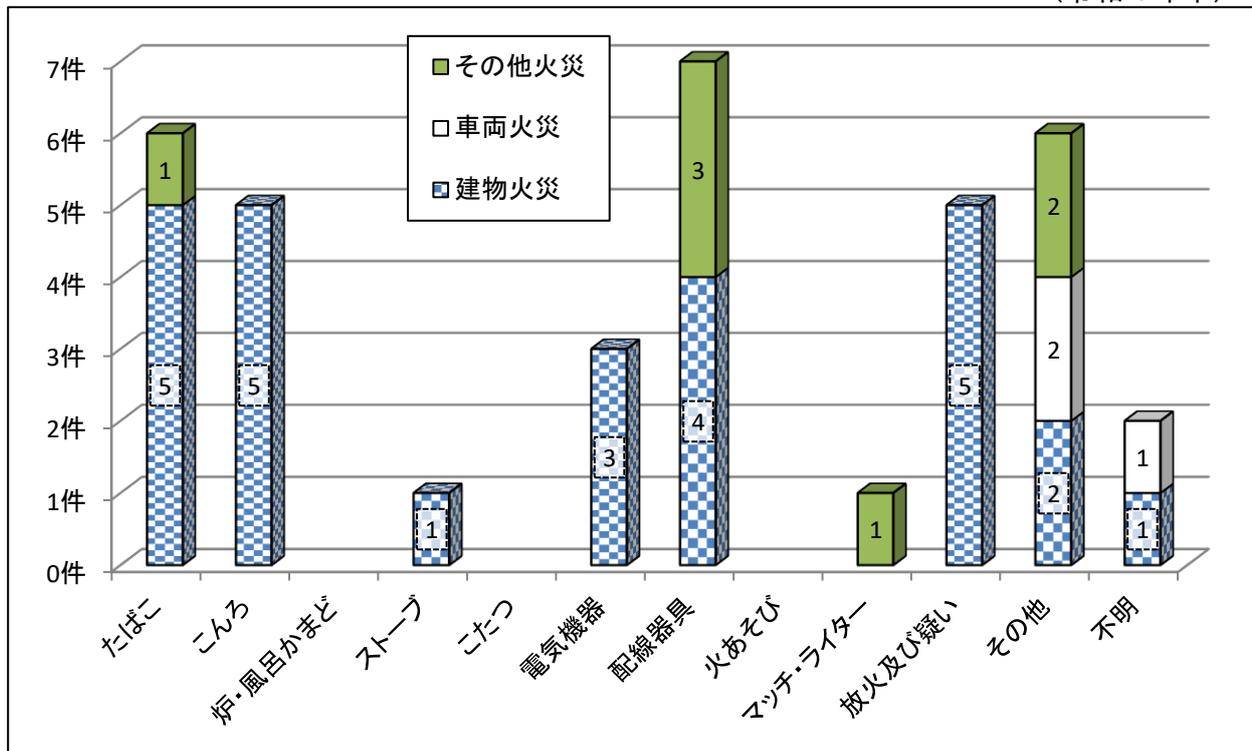


6. 10年間の署所別年間平均火災発生割合



7. 火災種別・原因別火災件数

(令和4年中)

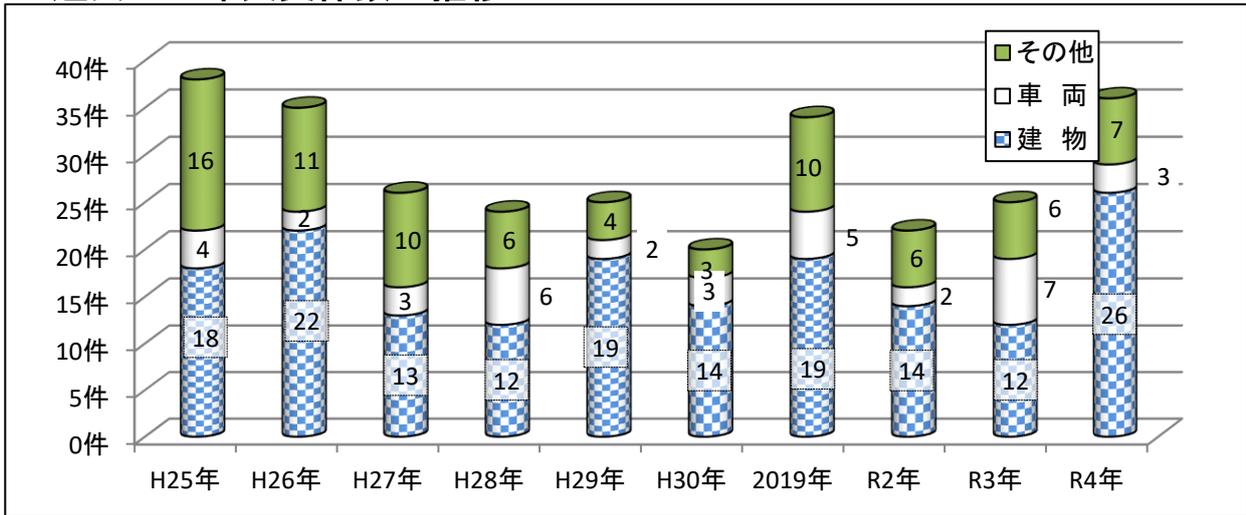


8. 原因別・時間別火災件数

(令和4年中)

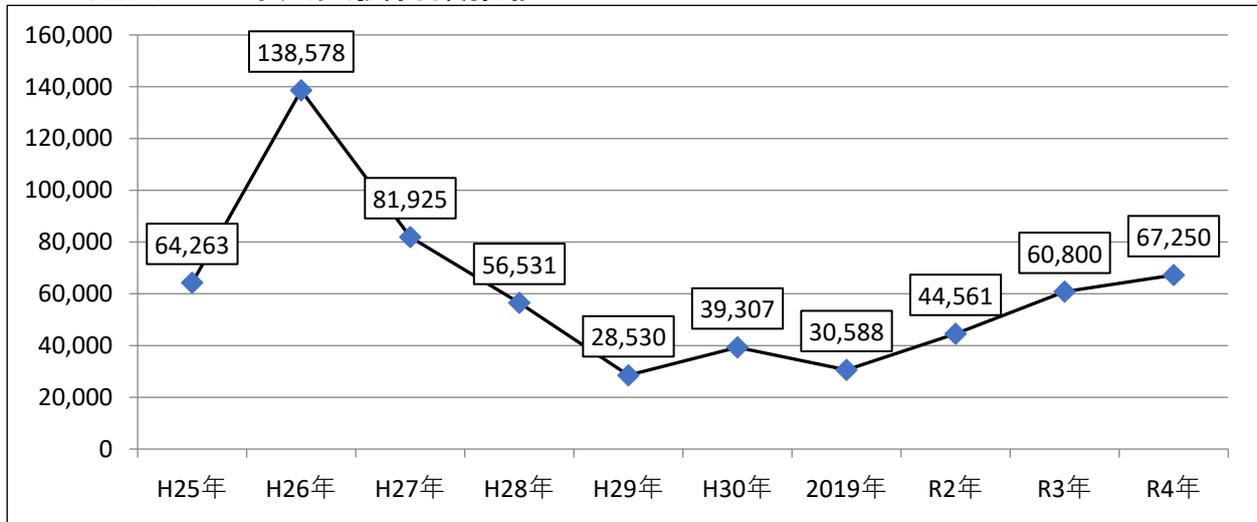
時間別	原因別											合計	
	たばこ	こんろ	炉・風呂かまど	ストーブ	こたつ	電気機器	配線器具	火あそび	マッチ・ライター	放火及び疑い	その他		不明
0～2										1		1	
2～4						1				2		1	4
4～6		1											1
6～8													
8～10	1	1					2						4
10～12	1												1
12～14	1												1
14～16	1	1		1						1			4
16～18		1					1		1	1	1	1	6
18～20	2					2	1		1				6
20～22		1					2				2		5
22～24							1				1		2
不明										1			1
合計	6	5		1		3	7		1	5	6	2	36

9. 過去10年火災件数の推移

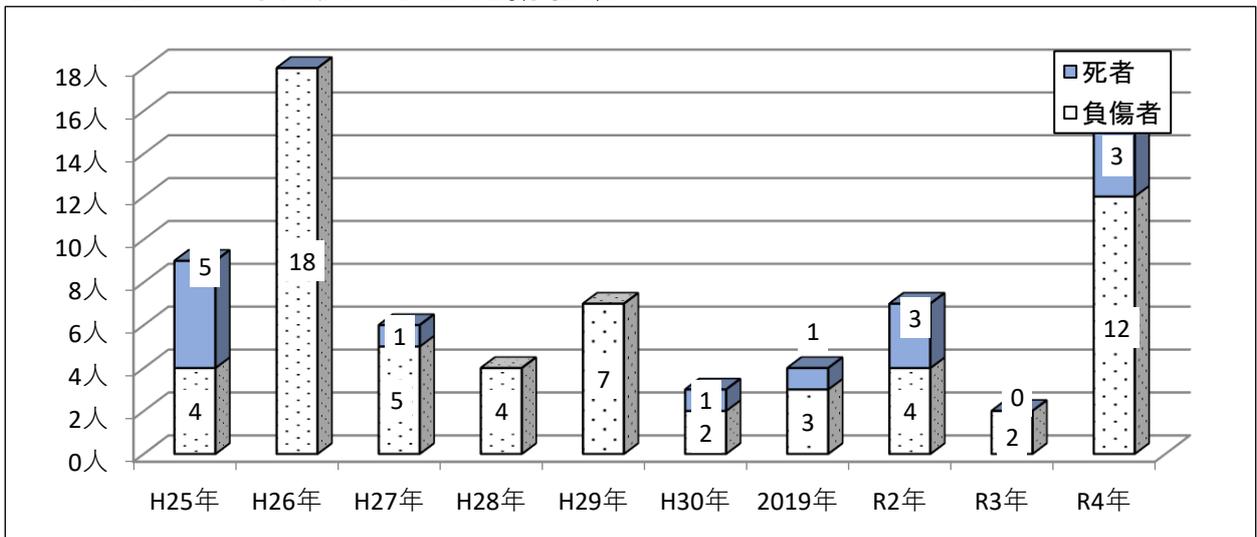


10. 過去10年火災損害額推移

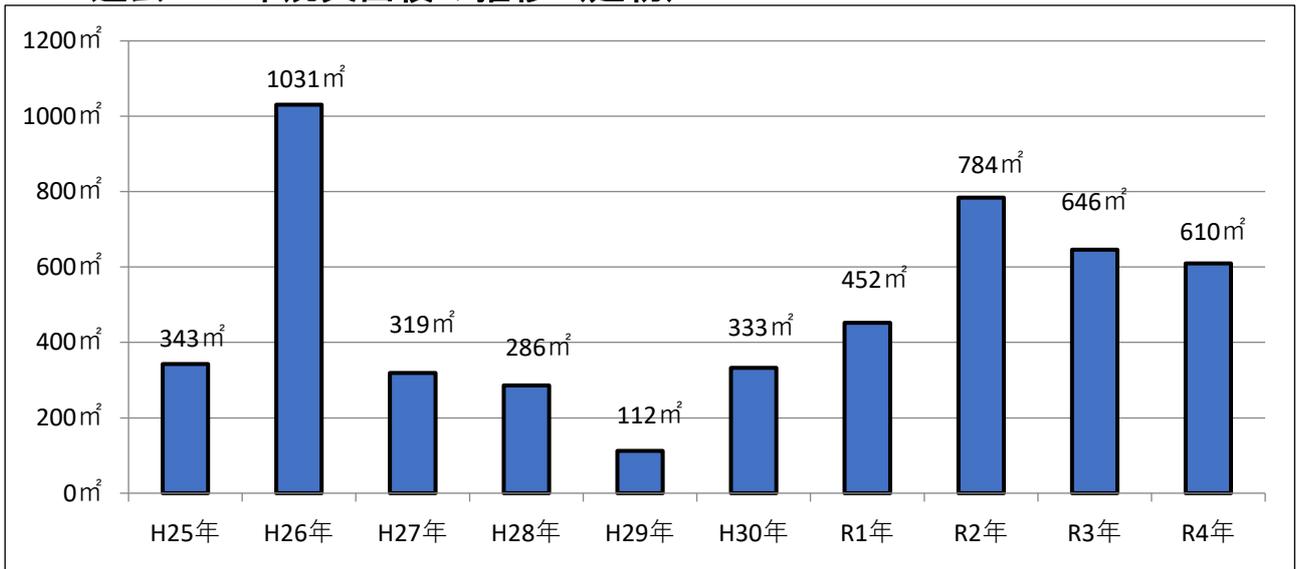
(単位：千円)



11. 過去10年火災による死傷者数



1 2. 過去 10 年焼失面積の推移（建物）



1 3. 過去 5 年災害等出場状況（救急・救助出場件数を除く）

(1) 出場件数

年	火災出場	自然災害	演習・訓練等	広報活動等	警防調査	特別警戒	誤報等	※P A 連携	その他災害	合計	一日平均
平成30年	20	22	54	178	627	139	2		799	1841	5.0
2019年	34	95	85	111	638	116	11		594	1684	4.6
令和2年	22	3	4	22	684	157	11		583	1549	4.2
令和3年	25	2	8	36	708	203	23	777	287	2069	5.6
令和4年	36	3	4	42	526	220	10	999	297	2137	5.9

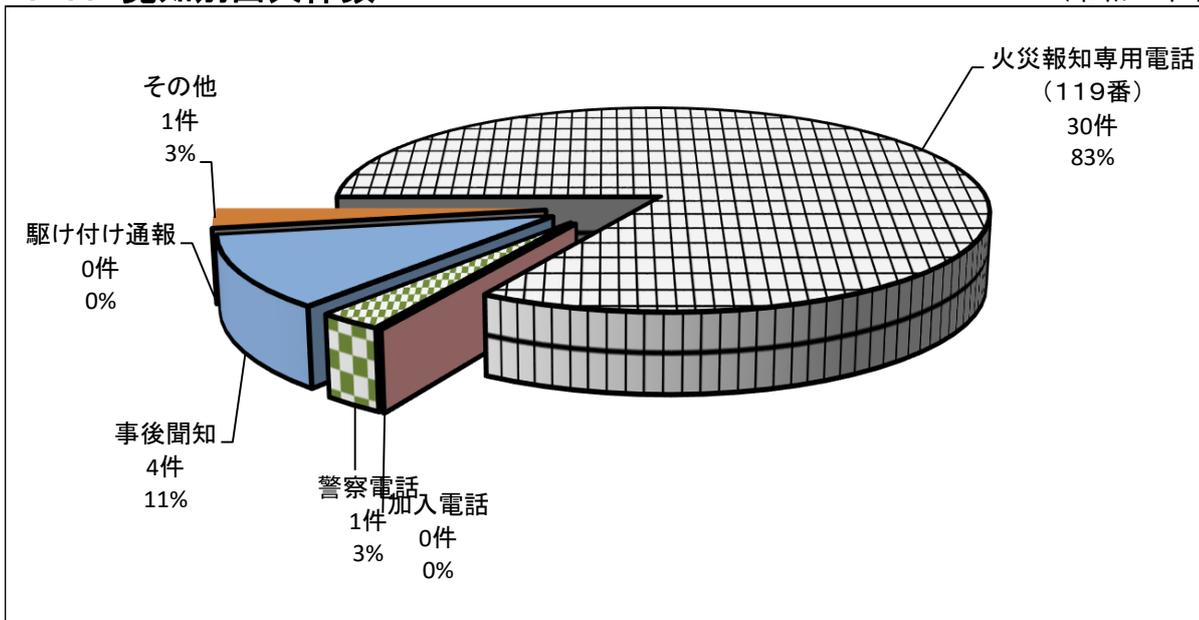
※令和3年よりちば北西部消防指令センター移行に伴い、その他災害とP A連携を細分化。

(2) 出場人員

年	火災出場	自然災害	演習・訓練等	広報活動等	警防調査	特別警戒	誤報等	※P A 連携	その他災害	合計	一日平均
平成30年	434	130	252	709	2460	511	11		4975	9482	26.0
2019年	837	427	363	903	2462	400	200		3715	9307	25.5
令和2年	411	14	17	83	2690	519	154		3550	7479	20.5
令和3年	436	15	68	143	2780	766	266	5298	2009	11781	32.2
令和4年	531	28	16	154	2051	906	163	6879	2016	12744	34.9

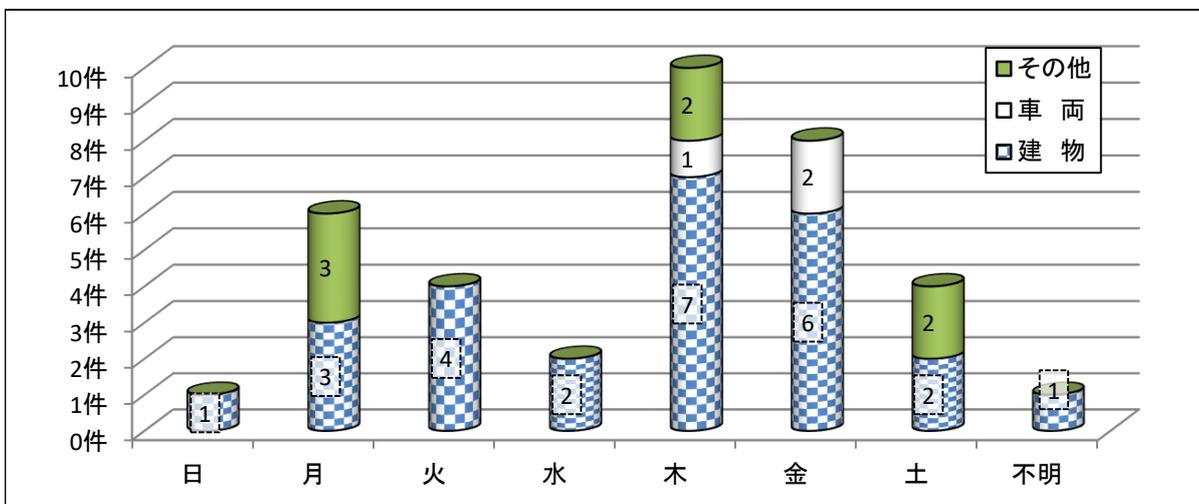
14. 覚知別出火件数

(令和4年中)



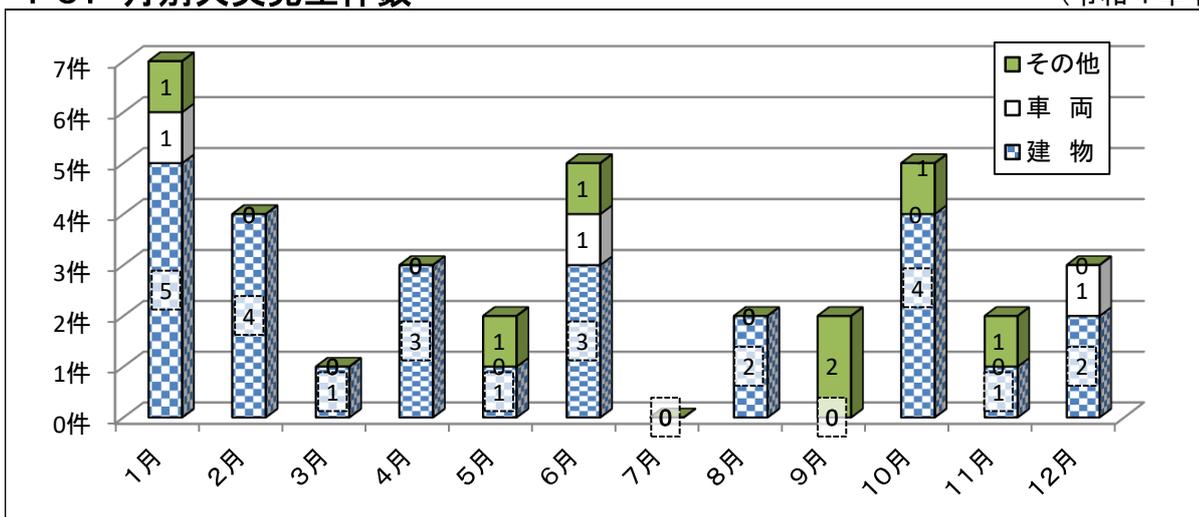
15. 曜日別火災発生件数

(令和4年中)



16. 月別火災発生件数

(令和4年中)



救 助

習志野市の救助概要

本市の救助体制は、全国に先駆け、昭和42年4月から救助隊を編成し、昭和44年9月に県内で2台目となる救助工作車を中央消防署へ配置しました。

昭和56年4月に南消防署が開署されると、南消防署へも救助隊を配置しました。平成26年4月に東消防署が開署され、南消防署から救助隊を配置転換し、中央消防署と合わせて2隊で運用しております。

昭和61年10月に、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」が定められたことにより救助隊が法制化し、本市の救助隊は同省令第4条及び「救助活動に関する基準」第12条第2項の定めによる特別救助隊として位置づけられました。

その後、国においては、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、数々の大規模災害に対して効果的且つ迅速に対応するため、緊急消防援助隊が平成7年6月に創設されました。

本市では、中央消防署の特別救助隊を緊急消防援助隊として登録しており、平成23年3月に発生した東日本大震災に救助部隊・救急部隊・後方支援部隊を派遣するなど、国内の応援地域で大規模災害が発生した場合には、被災地へ向け迅速に出動する体制を整備しています。

令和5年4月1日現在では、中央消防署特別救助隊はⅢ型救助工作車、東消防署特別救助隊においては平成28年3月より新たにⅡ型救助工作車を運用し、隊員26名で救助業務にあたっています。

また、平成16年以降、全国で救助技術の高度化が検討されており、カーンマントル構造(二重構造)のロープを活用した救助技術の導入が進んでいます。本市でも約2年間の訓練・検証期間を経て、平成25年1月から導入しています。

令和4年中の活動概要

令和4年中における本市の救助活動の概要は、出場件数は183件であり、前年と比べ17件の増加となっています。

事故種別ごとの出場件数として、最も多いものが「その他の事故」で70件となっており、全体の38%を占めています。次いで「建物等による事故」及び「交通事故」が84件(46%)、「建物火災」が16件(9%)と続いています。

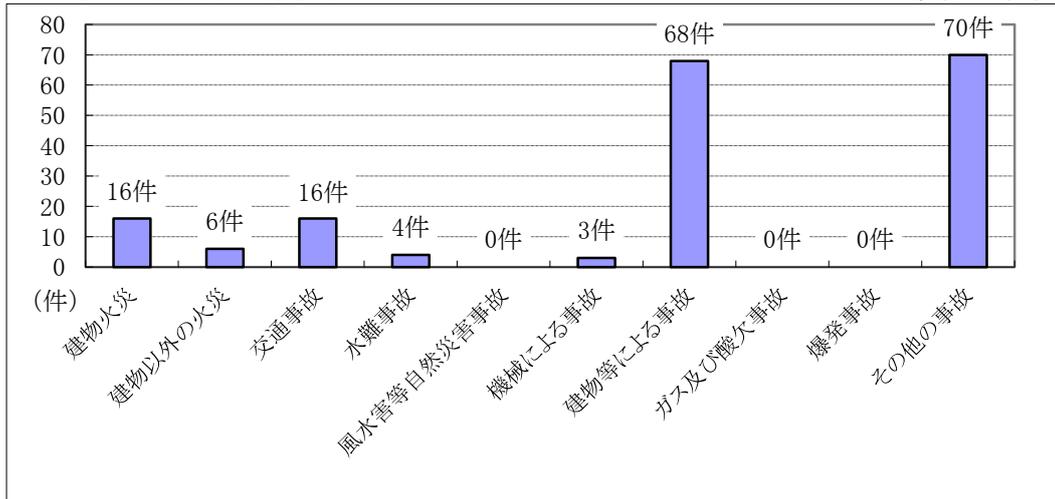
救出人員は75人となっており、内訳では、「建物等による事故」が33人で全体の44%を占めております。次いで「交通事故」が18人(24%)、「その他の事故」が11人(15%)となっております。



はしご車を使用した高所からの救出訓練の様子

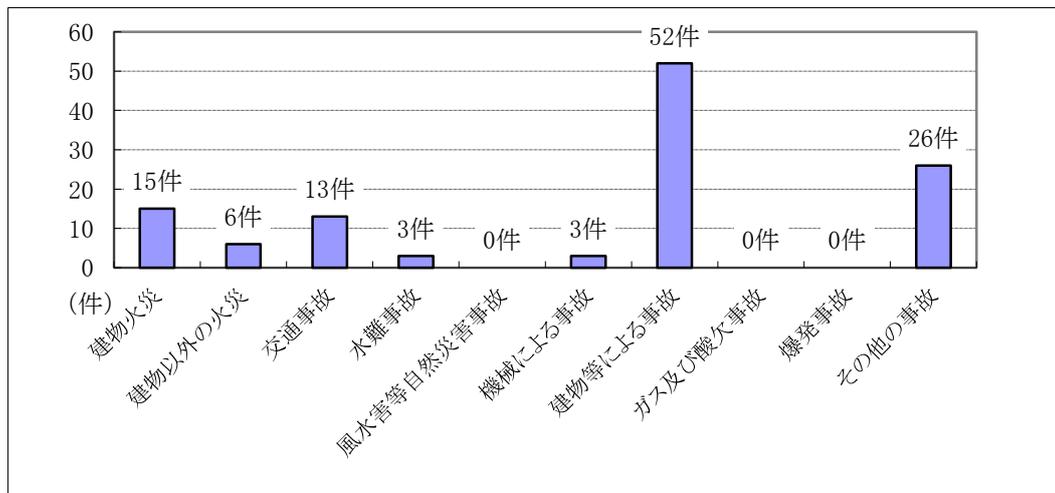
1. 事故種別出場状況

(令和4年中)



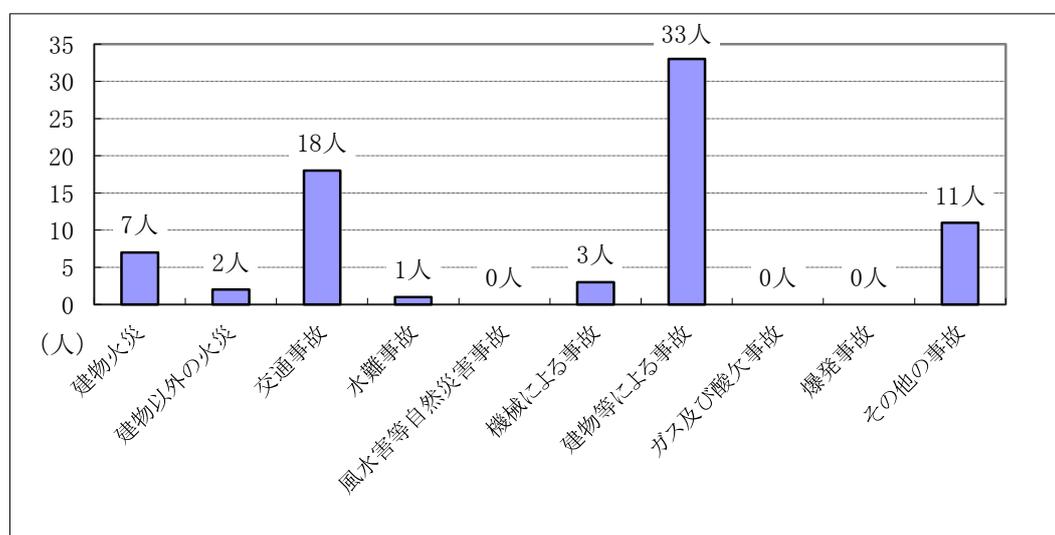
2. 事故種別活動件数

(令和4年中)



3. 事故種別救出人員数

(令和4年中)



4. 救助器具の保有状況

令和5年4月1日現在

種別	品名	消防本部保有	
			内救助隊
一般救助用器具	かぎ付はしご	12	7
	三連はしご	13	5
	金属製ワイヤはしご	2	2
	空気式救助マット	2	2
	救命索発射銃	2	2
	救助用縛帯・サバイバースリング	16	14
	マンホール救助器具	2	2
	平坦架	6	3
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	13	8
	油圧スプレッダー	0	0
	可搬ウインチ	6	6
	救助用簡易起重機	0	0
	マット型空気ジャッキ	3	3
	大型油圧スプレッダー	2	2
	救助用支柱器具	2	2
チェーンブロック	2	2	
切断用器具	油圧切断機	0	0
	エンジンカッター	10	6
	ガス溶断機	0	0
	チェーンソー	16	6
	鉄線カッター	24	8
	空気鋸	4	4
	大型油圧切断機	7	5
	空気切断機	1	1
	コンクリートチェーンソー	1	1
破壊用器具	万能斧	53	13
	ハンマ	18	3
	携帯用コンクリート破壊器具	4	3
	削岩機	3	3
	ハンマドリル	4	4
測定用器具	生物剤検知器	0	0
	可燃性ガス測定器	15	8
	有毒ガス測定器	14	8
	酸素濃度測定器	13	6
	放射線測定器	8	8
	化学剤検知器	2	2
呼吸保護用器具	空気呼吸器	106	28
	空気補充用ポンペ	0	0
	酸素呼吸器	10	10
	簡易呼吸器	2	2
	送排風機	2	2
	エアラインマスク	2	2
	除染用器具	除染シャワー	0
除染シャワー（4口以上）	1	1	
除染剤散布器	2	2	
山岳救助	登山器具	2	2
	バスケット型担架	7	7

種別	品名	消防本部保有	
			内救助隊
隊員保護用器具	耐電手袋	38	11
	耐電衣	9	9
	耐電ズボン	9	9
	耐電長靴	9	9
	防塵マスク	67	25
	防塵メガネ	48	17
	携帯警報器	36	13
	防毒マスク	28	16
	化学防護服	113	78
	陽圧式化学防護服	11	11
	耐熱服	13	9
	放射線防護服	30	30
	特殊ヘルメット	0	0
	水難救助用器具	潜水器具	3
救命胴衣		37	24
水中投光器		5	4
救命浮環		7	5
浮標		0	0
救命ボート		6	3
船外機		0	0
水中スクーター		0	0
水中無線機		0	0
水中時計		0	0
水中テレビカメラ	0	0	
高度救助用器具	電磁波探査装置	0	0
	水中探査装置	0	0
	二酸化炭素探査装置	0	0
	簡易画像探索機	2	2
	画像探索機	1	1
	地中音響探知機	1	1
	熱画像直視装置	5	3
	夜間用暗視装置	2	2
	地震警報器	1	1
	その他の救助用器具	投光器	17
携帯投光器		12	7
携帯拡声器		11	4
携帯無線機		15	4
応急処置用セット		12	2
車両移動器具		2	2
緩降機		3	3
ロープ登降機		12	12
救助用降下機		16	16
発電機		24	7
その他	大型フロアー	0	0
	ウォーターカッター	0	0
	剣先スコップ	29	7
	角スコップ	25	6
つるはし	6	3	

救 急

習志野市の救急概要

習志野市では、昭和33年消防署発足と同年に救急業務を開始し、昭和38年救急法制化以来、社会情勢と併せて救急隊の増強を図ってまいりました。現在では、5隊の救急隊(救急救命士31名、一般救急隊員21名)により救急活動を行っています。

令和4年中の救急出場件数は10,561件(前年比2,002件増)、搬送人員8,849人(前年比1,495人増)となっており、1日平均おおよそ29件、約50分に1回の割合で救急車が出場し、救急搬送した人がすべて市民だとすると、おおよそ 約20人に1人が救急搬送されたことになります。

※市民比較は令和4年12月末日住民基本台帳による

搬送人員8,849人を傷病程度で分類すると、死亡は118人、3週間以上入院加療を要する重症は560人、重症又は軽症以外の中等症は3,913人、入院を要しない軽症及びその他は4,258人でした。また、心肺停止状態の搬送傷病者175人のうち、1人の方が1ヶ月以上生存しています。



令和4年8月より運用を開始した救急車になります。

1. 月別出場件数

(件)

事故種別 月別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材搬送	その他	合計
1月	6	0	1	39	4	2	170	1	6	573	68	0	0	24	894
2月	2	0	1	24	8	1	119	0	10	587	54	0	0	14	820
3月	4	0	1	43	4	3	131	4	8	566	65	0	0	15	844
4月	2	0	0	43	3	5	123	6	7	501	70	0	0	8	768
5月	3	0	0	45	4	4	135	3	3	511	58	0	0	22	788
6月	6	0	1	37	2	4	130	3	6	570	66	0	0	19	844
7月	0	0	0	43	9	7	119	3	5	818	68	0	0	20	1,092
8月	2	0	1	34	6	4	108	3	6	753	54	0	0	13	984
9月	2	0	0	30	8	9	107	4	4	560	62	0	0	23	809
10月	5	0	0	32	3	4	142	2	5	572	63	0	0	11	839
11月	1	0	0	38	5	3	118	2	7	568	65	0	0	12	819
12月	4	0	0	48	5	2	181	4	6	727	72	0	0	11	1,060
合計	37	0	5	456	61	48	1,583	35	73	7,306	765	0	0	192	10,561

2. 月別搬送人員

(人)

事故種別 月別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材搬送	その他	合計
1月	4	0	0	36	4	2	157	1	4	500	67	0	0	0	775
2月	1	0	0	27	8	1	108	0	6	486	50	0	0	0	687
3月	1	0	0	42	4	3	120	4	2	486	65	0	0	0	727
4月	0	0	0	43	3	5	120	3	4	420	68	0	0	0	666
5月	0	0	0	40	3	5	120	3	1	454	57	0	0	0	683
6月	0	0	0	35	1	4	122	3	6	495	67	0	0	0	733
7月	0	0	0	40	10	7	117	1	5	668	68	0	0	0	916
8月	2	0	0	31	5	4	98	3	4	545	54	0	0	0	746
9月	0	0	0	29	9	10	94	3	2	467	61	0	0	0	675
10月	1	0	0	25	3	6	134	2	4	474	62	0	0	0	711
11月	0	0	0	34	5	3	108	1	6	462	63	0	0	0	682
12月	1	0	0	41	5	2	161	4	2	559	73	0	0	0	848
合計	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	0	0	8,849

3. 署所別出場・搬送人員数

所属	出場 件数 (件)	搬送 人員 (人)
中央消防署	2,881件	2,304人
秋津出張所	1,635件	1,357人
谷津出張所	1,810件	1,606人
東消防署	1,938件	1,623人
藤崎出張所	2,297件	1,959人
合計	10,561件	8,849人



4. 時間別搬送人員状況

(人)

時間別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材搬送	その他	合計
0～2時	0	0	0	7	4	0	51	2	2	285	13	0	0	0	364
2～4時	3	0	0	12	1	0	38	1	4	247	8	0	0	0	314
4～6時	0	0	0	6	1	0	37	3	2	289	6	0	0	0	344
6～8時	0	0	0	37	0	0	78	2	1	455	8	0	0	0	581
8～10時	0	0	0	51	9	6	179	3	4	689	84	0	0	0	1,025
10～12時	0	0	0	61	14	9	173	1	3	732	146	0	0	0	1,139
12～14時	0	0	0	47	5	10	158	1	6	708	156	0	0	0	1,091
14～16時	1	0	0	45	10	11	199	4	4	605	129	0	0	0	1,008
16～18時	1	0	0	57	5	7	179	2	11	568	107	0	0	0	937
18～20時	4	0	0	64	7	5	135	1	2	574	46	0	0	0	838
20～22時	1	0	0	15	2	3	141	5	4	467	34	0	0	0	672
22～24時	0	0	0	21	2	1	91	3	3	397	18	0	0	0	536
合計	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	0	0	8,849

5. 曜日別出場件数状況

(件)

事故種別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材搬送	その他	合計
曜日															
月曜日	8	0	0	67	9	5	214	6	12	1,074	114	0	0	31	1,540
火曜日	1	0	1	53	8	3	206	2	12	1,082	147	0	0	31	1,546
水曜日	2	0	0	57	6	6	238	3	8	1,001	133	0	0	24	1,478
木曜日	12	0	3	65	9	3	217	7	18	1,031	90	0	0	21	1,476
金曜日	7	0	1	91	9	4	223	4	14	1,081	148	0	0	34	1,616
土曜日	6	0	0	61	17	15	258	6	2	1,056	78	0	0	24	1,523
日曜日	1	0	0	62	3	12	227	7	7	981	55	0	0	27	1,382
合計	37	0	5	456	61	48	1,583	35	73	7,306	765	0	0	192	10,561

6. 曜日別搬送人員状況

(件)

事故種別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材搬送	その他	合計
曜日															
月曜日	3	0	0	61	10	6	198	5	11	881	113	0	0	0	1,288
火曜日	0	0	0	52	7	3	192	1	8	890	144	0	0	0	1,297
水曜日	3	0	0	49	6	6	220	1	4	826	132	0	0	0	1,247
木曜日	2	0	0	64	10	3	203	6	8	871	90	0	0	0	1,257
金曜日	2	0	0	86	8	7	205	4	9	889	145	0	0	0	1,355
土曜日	0	0	0	53	16	15	228	5	1	870	76	0	0	0	1,264
日曜日	0	0	0	58	3	12	213	6	5	789	55	0	0	0	1,141
合計	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	0	0	8,849

7. 年齢区分別搬送状況

(人)

事故種別 年齢区分別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合計
新生児	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	13	0	18
乳幼児	0	0	0	13	0	2	115	0	0	338	17	0	485
少年	0	0	0	38	1	31	38	0	0	152	9	0	269
成人	4	0	0	265	53	14	270	24	41	1,864	224	0	2,759
高齢者	6	0	0	107	6	5	1,034	4	5	3,659	492	0	5,318
合計	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	8,849

新生児：生後28日未満の者

乳幼児：生後28日以上7歳未満の者

少年：満7歳以上18歳未満の者

成人：満18歳以上65歳未満の者

高齢者：満65歳以上の者

8. 傷病程度別搬送状況

(人)

事故種別 年齢区分別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合計
死亡	0	0	0	2	0	0	6	0	2	108	0	0	118
重症	1	0	0	10	5	0	41	0	6	284	213	0	560
中等症	7	0	0	121	22	19	548	7	19	2,682	488	0	3,913
軽症	2	0	0	290	33	33	864	21	19	2,934	53	0	4,249
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	9
合計	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	8,849

死亡：初診時死亡が確認されたもの

重症：3週間以上の入院加療を要する

中等症：重症または軽症以外のもの

軽症：軽症で入院を要しない

その他：上記以外のもの

9. 現場到着所要時間別出場件数

種別	時間	3分以上		5分以上		10分以上		合計件数	平均時間
	3分未満	5分未満	10分未満	20分未満	20分以上				
急病	12	44	3,186	3,768	296	7,306			
交通事故	3	6	214	202	31	456			
一般負傷	1	16	749	761	56	1,583			
その他	10	33	650	473	50	1,216			
合計	26	99	4,799	5,204	433	10,561	11分20秒		

※現場到着所要時間とは、消防機関が覚知した時間から、救急現場へ到着するまでに要した時間をいう。

※平均所要時間は、全現場到着所要時間を全出場件数で除したものをいう。

10. 収容所要時間別搬送人員

種別	時間	10分以上		20分以上		30分以上		60分以上		合計人数	平均時間
	10分未満	20分未満	30分未満	60分未満	120分未満	120分以上					
急病	0	3	295	4,329	1,204	185	6,016				
一般負傷	0	0	71	1,118	248	22	1,459				
交通事故	0	0	24	310	85	4	423				
その他	0	3	106	677	151	14	951				
合計	0	6	496	6,434	1,688	225	8,849	52分05秒			

※収容所要時間とは消防機関が覚知した時間から、傷病者を医療機関等に収容するまでに要した時間をいう。

※平均所要時間は、全収容所要時間を全搬送人員数で除したものをいう。

11. コミュニティ別搬送人員

(人)

コミュニティ別		事故種別	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	その他	合計
		人口													
市内	谷津	0	0	0	23	1	2	147	1	2	530	172	0	878	
	向山	3	0	0	32	0	0	106	0	4	505	153	0	803	
	袖ヶ浦西	0	0	0	13	1	0	67	0	2	250	4	0	337	
	袖ヶ浦東	1	0	0	8	0	4	32	0	0	97	7	0	149	
	津田沼	0	0	0	44	8	1	204	7	5	681	159	0	1,109	
	鷺沼・鷺沼台	1	0	0	42	5	1	118	2	4	451	4	0	628	
	藤崎	0	0	0	29	1	2	100	1	6	415	4	0	558	
	大久保・泉・本大久保	0	0	0	39	2	2	143	4	4	584	163	0	941	
	屋敷・花咲・本大久保	1	0	0	14	0	3	128	0	2	601	56	0	805	
	実籾・新栄・実籾本郷	2	0	0	32	5	2	117	8	6	539	30	0	741	
	東習志野	2	0	0	25	0	5	83	4	1	403	0	0	523	
	実花	0	0	0	34	15	12	74	0	6	325	0	0	466	
	秋津・茜浜	0	0	0	53	15	13	79	1	3	421	0	0	585	
	香澄・芝園	0	0	0	21	7	4	50	0	0	180	3	0	265	
市外		0	0	0	14	0	1	11	0	1	34	0	0	61	
合計	0	10	0	0	423	60	52	1,459	28	46	6,016	755	0	8,849	

12. 東関東自動車道救急活動状況

事故種別		月別												合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
出場件数	交通事故	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
	急病	0	0	2	1	0	0	0	1	1	1	1	0	7
	一般負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	4	1	0	0	0	1	2	1	2	0	12
搬送人員	交通事故	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
	急病	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	4
	一般負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0	7

13. 市内公共施設のAED設置施設

(令和5年4月1日)

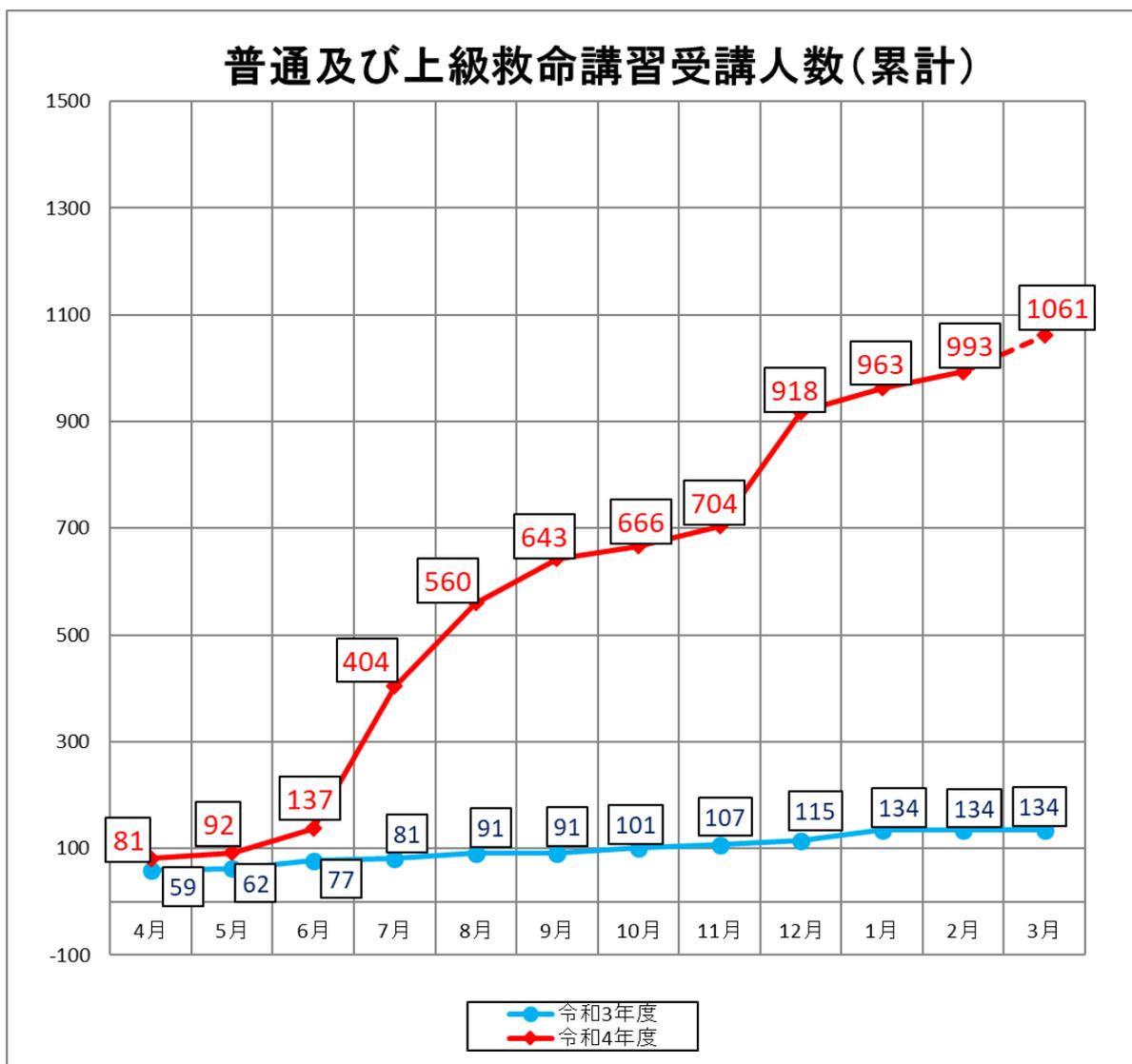
番号	施設名	住所	丁目
1	市庁舎	鷺沼	2
2	第一カッターフィールド	秋津	3
3	第一カッター球場	秋津	3
4	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦	5
5	秋津テニスコート	秋津	5
6	総合福祉センター(さくらの家)	秋津	3
7	東部福祉センター	屋敷	4
8	実籾コミュニティホール	実籾	5
9	第一中学校	奏の杜	1
10	第二中学校	実籾	1
11	第三中学校	袖ヶ浦	4
12	第四中学校	東習志野	3
13	第五中学校	藤崎	2
14	第六中学校	屋敷	2
15	第七中学校	香澄	6
16	習志野高等学校	東習志野	1
17	津田沼小学校	津田沼	4
18	大久保小学校	藤崎	6
19	谷津小学校	谷津	5
20	鷺沼小学校	鷺沼	3
21	実籾小学校	実籾	1
22	大久保東小学校	大久保	2
23	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦	1
24	東習志野小学校	東習志野	3
25	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦	5
26	屋敷小学校	屋敷	2
27	藤崎小学校	藤崎	4
28	向山小学校	谷津	2
29	秋津小学校	秋津	3
30	香澄小学校	香澄	4
31	谷津南小学校	谷津	3
32	谷津公民館	谷津	4
33	菊田公民館	津田沼	7
34	袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦	2
35	新習志野公民館	秋津	3
36	中央公民館(プラッツ習志野北館)	本大久保	3
37	実花公民館	東習志野	6
38	谷津コミュニティセンター	谷津	5
39	東習志野コミュニティセンター	東習志野	3
40	谷津干潟自然観察センター	秋津	5
41	谷津バラ園	谷津	3
42	藤崎出張所	藤崎	6
43	東消防署	東習志野	2
44	谷津出張所	谷津	4
45	秋津出張所	秋津	3
46	東部体育館	東習志野	3
47	中央消防署	鷺沼	2
48	実籾テニスコート	実籾	6
49	茜浜パークゴルフ	茜浜	3

番号	施設名	住所	丁目
50	芝園テニスコート・フットサル場	芝園	1
51	保健会館	鷺沼	1
52	芝園清掃工場	芝園	3
53	企業局	藤崎	1
54	津田沼浄化センター	芝園	3
55	習志野市役所サンロード分室	津田沼	5
56	大久保こども園	泉町	3
57	本大久保第二保育所	本大久保	4
58	藤崎保育所	藤崎	3
59	菊田第二保育所	津田沼	3
60	谷津南保育所	谷津	3
61	谷津保育所	谷津	2
62	秋津保育所	秋津	3
63	大久保東幼稚園	大久保	2
64	藤崎幼稚園	藤崎	4
65	屋敷幼稚園	屋敷	2
66	谷津幼稚園	谷津	5
67	向山幼稚園	谷津	2
68	津田沼幼稚園	津田沼	4
69	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦	1
70	新習志野こども園	香澄	4
71	東習志野こども園	東習志野	3
72	杉の子こども園	本大久保	2
73	こどもセンター	鷺沼	1
74	きらっ子ルームやつ	谷津	5
75	養護老人ホーム白鷺園	鷺沼	3
76	あじさい療育支援センター	秋津	3
77	ひまわり発達相談センター	秋津	3
78	花の実園	秋津	3
79	総合教育センター	東習志野	3
80	旧鶺田家住宅	実籾	2
81	茜浜近隣公園(袖ヶ浦体育館管理)	茜浜	1
82	中央図書館(プラッツ習志野内)	本大久保	3
83	実花小学校	東習志野	6
84	東習志野8丁目会館	東習志野	8
85	市民プラザ大久保	大久保	4
86	習志野文化ホール	谷津	1
87	海浜霊園	芝園	3
88	中央公園体育館(プラッツ習志野南館)	本大久保	3
89	しおかぜホール茜浜	茜浜	3
90	鹿野山少年自然の家	習志野市外	
91	富士吉田少年自然の家	習志野市外	
92	秋津小学校とんぼスペース	秋津	1

14. 普通救命講習実施状況

令和2年2月より新型コロナウイルス感染症対策により普通救命講習が実施できない状況でありましたが、令和4年4月より感染対策を講じ受講者数を限定するなど開催規模を縮小し再開となりました。

感染対策を施した救命講習を再開した令和4年度では129回の開催で受講者数は1,061人になりました。



習志野市消防本部
〒275-0014
千葉県習志野市鷺沼 2-1-43
TEL 047-452-1212